

第七回国会 電気通信委員会公聴会議録第三号

(一八三)

昭和二十五年二月十日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

委員 定輔君 理事 高塩 三郎君

理事 中村 純一君 理事 高橋 三郎君

理事 松本 善壽君

浅香 忠雄君 中馬 辰猪君

土井 直作君 田島 ひで君

出席公聴人

東京大学教授 鶴岡 信成君

全国水産電気通信協議会代表 梅田 一正君

日本アマチュア無線連盟理事長 大河内正陽君

日本船主協会 黒川 邦三君

会務部長 小松 繁君

社団法人日本放送協会技術局長 紺野 四郎君

時事新報社主幹 篠原 登君

電気通信学会会長 鈴木 強君

吉米地 貢君

宮入 鎮君

無線機器工業会技術部長 安田 英一君

東京放送株式会社社設立準備委員 吉田 稔君

委員外の出席者 専門員 吉田 弘苗君

本日の会議に付した事件
電波法案及び電波監理委員会設置法案について

○辻委員長 ただいまより電気通信委員会
の電波法案及び電波監理委員会設置

置法案に関する公聴会を開きます。

開会にあたりまして、一言公聴人諸君にお願いを申し上げます。本日は御多用の中にもかかわらず御出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

申すまでもなく、科学技術の進歩は日進月歩でありまして、特に電波に関する利用の分野が、今日のごとき電波関係法規や、これが実施をつかさどる行政機構では、時代の要求に沿いたい状況を感じて参ります。のみならず、最近、新たな国際電気通信条約が成立したものでありまして、かかる世界の状況とも即応して、ここに新たな構想のもとに、電波法案及び電波監理委員会設置法案が提案されるに至つたのであらうと推察いたしました。おのれでございます。従いまして両案の眼目といたすところは、いかにしたら電波の利用が公共の福祉に適合するかと、この電波行政をつかさどる国の行政組織は、いかなる形態のものか最も適当であるかという二つの点から、両案のごとき具体的事項の規定がなされたのであらうと存じます。本委員会といたしましては、すでに先般来慎重なる審議を進めておるものであります。本日は特に学識、経験ともにゆたかな各位の御出席を煩わし、それ、御専門の立場から、両案に対する忌憚なき御意見を承り、もつて法案の審査の万全を期したいと思つて次第であります。

それではこれより逐次御意見を承ることにいたしますが、御意見発表の時間はお一人十五分程度にお願いしたいと思ひます。なお念のため申し上げますが、衆議院規則によりまして、公聴人が発言しようとするときは委員長から許可を得ること、公聴人の発言は、その意見を聞くこととする問題の範囲を越えてはならないこと、また委員は公聴人に対し質疑をすることはできません。公聴人から委員に対しては質疑することとはできないことになつておりますので、お含みお願ひいたします。なお発言の順序は、かつてながら委員長指名の順序にお願いいたします。

それではまず篠原登君にお願いいたします。

○篠原公聴人 私篠原登でございます。本日電波に関する二つの法案の国会における御審議にあたりまして、私は公聴人として一言意見を申し上げたいと存じます。

申し上げるまでもなく、電波とか無線とかいう分野の発達ほど著しいものはございません。マルコニが初めて無線を実用供したしたのは、わずかに五十年前であります。その後の無線の発達には、まことに驚くべきものがございまして、御承知のようにただいまは全世界の空間に、あらゆる電波が充満してあるものであります。今後また長波、中波、短波はもとより、超短波、極超短波等の実現によりまして、その発達はまことに刮目に値するものがあるかと存ぜられます。

ここから最初に申し上げましたように、電波の技術は急激に進歩の一途をたどつております。従いまして技術の進歩を統制するのではなくて、かえつてこれを保護、育成するような方向に向ふべきであり、科学技術の飛躍的な発展を促進するような立場をとらなければならぬと思ひます。同じ法律でも、解釈や運用によりましては、あるいは禁止的な、あるいは抑えるというふうな、いわゆる統制面の強調に主眼が置かれるというところもございまして、また助長、育成という面に重点が置かれることもあります。本法案はどこまでも後者の解釈や運用をとらなければならぬのであります。本法案につきましては、民間におきましては、意外にも官僚統制の再現であるという印象が強いようでありますから、この点十分考慮せられて、統制に

また、整理整頓であるといふ点を強調されまして、その誤解を拂拭するよう希望いたします。

次にやや細部について申し上げたいと存じます。第二章に無線局の免許について、いろいろ手続が載っております。けれども日本の官庁は、私も役人をしておりまして、手続に時間がとれまして、なか／＼認可が来ない。時間の空費であります。無線というものは、一秒間に地球のまわりを七まわり半いたします。どうぞ無線局の免許にあたりましては、ひとつ電波の速度のよう、手続を早くするようにしたいかがでございましょうか。

次に第四章に無線従事者のことが載っておりますが、まず第四十七條に、國家試験は電波監理委員会で行うとあります。これは当然でございまして、國家試験の施行にあたりましては、別に試験監督者や民間有識者等を含みます試験委員を任命し、試験の民主化といふべき制度を設けたらいいか、でございましょうか。また試験施行にあたりましては、一定の受験資格を定めたらどうでございましょうか。たとえば学校の程度をきめるとか、何年間の実務経験者であるとか、また独学の者には予備試験をやるとか、そういうものをパスした者を選びまして、これに國家試験の受験の資格があるとすべくいたします。これは無線従事者の質の向上に必要であると考えられます。義務教育もなくて、ただ技術的に試験にパスしさえすればよいというだけではありませんが、ある一定の受験資格をここに定めたら、無線従事者の質の向上に裨益するところが大きいと信じます。

また第百十六條に、無線従事者の資格の経過規定が載っておりますが、これを生かしまして従来の有資格者は十分尊重し、あまり急激に資格をやかくししまして、過渡期に混乱を起さぬような配慮が必要かと存じます。また有効期間五年の経過後も、無試験更新の條項が第四十五條に出ておりますが、これもあまり厳密に失すること、かえつて混乱を招くばかりでございまして、たとえば一定の猶予期間を設けるとか等の配慮が必要かと存じます。

次に第七章の聴聞について申し上げます。聴聞という制度は、日本では初めての試みであるように思われますが、この新例を開くにあたりましては、よほど考へてうまうやるようにお願いいたします。たとえば審理官が記載する聴聞におきましては、ある場合には審理官の意見と電波監理委員会の意見と異なる立場に立つこともあり、また利害関係者の強い要望に対し、これを否定しなければならぬ場合もあると思ひます。それで審理官が絶対公平の立場をとることができまうように、いまだ少し身分保障を強くしなければならぬのではなからうかと考えられます。

第八章の雜則におきまして、第百一條の無線以外の設備につきましては、できるだけ統制しないようにいたしまして、高周波電流が重大な障害を與えるようなときにやむを得ない場合にのみ限定するようにするのがいいと思ひます。

また第九章の罰則の中で、第百七條、すなわち政府を暴力行為によつて破壊するとか、あるいは第百八條のわいせつ行為とかいふものは、これは何も通信に限つたものではございせんので、別の一般法にしたらいいか、でございましょうか。これは今朝の某新聞にも出ておりました。

最後に電波監理委員会設置法案におきまして、電波行政が電氣通信省の外局から總理府の外局につくことは、現業官庁と行政官庁とを切離す意味におきまして賛成であります。ただ電波は一国の文化、社会、経済と密接な関係がありまして、國民生活と結びついておりますので、監理委員会の構成並びに運用は、一党一派に偏することは絶対に避けなければならぬと思ひます。しかも相當な専門家を起用しまして、これが委員会の運用を有効適切ならしめることが必要かと存じます。

要するにこの二つの法案に対しまして、私はその趣旨において、また大綱において、原則的に賛成の意を表するものでございまして、さらに以上申し上げました諸点につきまして、御考慮をお願い、まことに幸ひであります。

最後に、これは申し上げるまでもないのでありますが、公聴会におきましてただわれ／＼にしゃべらせておいて、それを聞き置くだけではございせん、公平に考へて正しいと思われする点は、国会において十分御採用されますように要望いたします。これをもちまして私の意見を終わります。

○辻委員長 次は紺野四郎君に願ひます。

○紺野公述人 私、新聞関係の紺野四郎でございます。拜見しますところ、皆さんどうも専門家の方ばかりで、私一人がいわゆる門外漢なのでござい

まして、技術の方面は全然しるうとございまして、新聞方面からのごく漠然としたことではあります、ちよつと意見を申し上げます。

法案を拜見いたしますと、大体におきまして私どもしるうとがなるほどと存することがたくさんございまして。たくさんどこか、ほとんど全部がそういふものかと実は思はせられるのであります。この細目をつつ／＼読んでみますと、またなるほどでもないなと思ふ点、また出て来るのであります。議論になりますからその辺は略します。申すまでもなく電波と申しますのは、このごろ文明の利器でございまして。文明の利器中の利器であらうと思ふのであります。しかしそれにもかかわりませず電波と申しますと、利器なればこそこれを奨励すべきものであるのに、何かどうも抑えようとする気分がどこかに見られる。あらゆる法規が何かそのように心の奥底に、電波というものは、何物にさわるような、あるいは何かやつかいもののようないふをする気分が、何か官庁や一般の方に見られるのではないかと、いふような印象を受けるのであります。電波関係の機関は鋭敏であるといふことは申すまでもありません。しかし鋭敏でありましたら、悪用されまう。悪用を取締まるというのはいふまでもありません。しかしその悪用といふ点を極度に強調しまして、いわゆる統制といひますか、それを極度に強調しまして、何か電波といふは罪惡が行われ

ていふような感じを一般の人に與へていふような、そんな意思でないのではありませんけれども、どうもそのように思われる傾きがあるのであります。で

すから電波といひますと一般人は、非常に事務的技術的問題である。でなければ何かやみの通信をやる。この二つに考へておるのであります。先ほども前公述人が言われましたように、電波といふものは世界共通するものが持つものである。それにもかかわらず何か今申すように、あれを技術家、でなければ宣傳者、この二つのもののように一般人に印象を與えておるのは、非常に遺憾であります。それが事實であります。これは國際關係が非常にデリケートでありまして、ことに思想もこのようでありまして、これは当然でありますけれども、しかし以前の無線電信法とか、あるいは無線電信取締規則などを見ますと、何か電波、無電といひますと、ピストルか村正の刀でも取締るような氣持で、條文ができておるよう

に感じられるのであります。これは新聞社の社員を持つ一種のひがみのよう、あるいは皮肉かもしれませんが、どうもそのようにとられてならないのであります。惡宣傳の悪いことはわかつております。電波を利用して惡宣傳をするのは、断じて許すべからざることであると思ひます。しかしそうかといつて、電波そのものを一部の人のものにしてしまふといふことは、われ／＼言論界に携わるものにとりましては、非常なふしぎに思われるのでございまして、有線でも無線でもわれ／＼に何の關係もない。それが無線となつて非常に妙に、一種の取締りがやつて来るような感じがいたします。この法文を見まして、法律といふものはこういふものかもしれませんが、あまりにもどうも第一條、第二條、第三條と、特にこれが

多いのではない。あるいは三年間どうとか、何トンの船がどうか、何ワットは幾らで何ワットは三千円、あるいは三千五百円というような、実にわれわれしるうとが見まして、こんな必要があるのか。たとえば新聞社にしても、発行部数五百五十万のものが何何、百三十万のものはどれだけというより、な感じでありまして、しるうとだけにはふしぎに、またおかしく思われるのでございまして。よくがんにがらめといいますが、これははまつたがんにがらめ、私門外漢でわからないのでありますが、これは手も足も出ないのではありませんか。取締りはいつころでありますけれども、妙なあれですが、今の刑法を三倍にいたしましたところで、決して犯罪が減るものではない。無電に限って規則を多くすればこれが善用せられるとは、どうも考えられないのであります。

今わが国で利用できる空間というのは、ごくわずかな中であることは、もう皆さん御承知であろう。そんなことをいままら言うのもやばなんでありまして、そのごく狭い中、われわれの利用できるごく狭い空間、時間、それから許された範囲、それをできるだけ有効に、できるだけ活発にやるのが、われわれの目的なものであらうと思うのであります。ところが、どうも近ごろの傾向を見ますと、その許された範囲をわざ／＼自分で狭くしておる。狭いこれだけの範囲の中に小さな規則をたくさんつくつて、みづからそれを狭くして、九尺二間の小さな家の中にいろ／＼な網を張つて、中に小さくなつていような感じを、いつでも受けるのであります。ことに今度の電波に関するものは、ことさらそういうような感じを、

は、ことさらそういうような感じを、われわれが初めて出会つただけに、平生それに接しておりませんだけに、特にそう思われるのであります。いろ／＼デリケートな事情がたゞございまして。これはどなたも御承知で、われわれもよくわかつておりますが、しかしどうも不可解な点が、たとえばこまかなところを見まして、よほどあるのではありません。小さな例をあげますと、第六十四條の中に、第二沈黙時間というのがございまして、沈黙時間なんという言葉は、実は私は一箇月前に初めてある人から聞いたのであります。そんなことはどうかと思つたのでありますが、法文を見ますと、毎時何分と、毎時前後にあるのであります。これは皆さん御承知でしょうが、われわれから見ますと、その中に毎時六分という規定がある。それには事情もあるのございまして。しかし法律になつて出ますと、一般的になるのでありますから、何のために何をするのか。法文だけではわれわれには全然わからないのであります。わかる人が見ればわかるのだということは、法律においては許されないものであります。内面の事情とか、使用の方法などが一般にわからなければ、法としてはなほは漠然としたもので、載せるべきものでない。法としてどうかと、門外漢にも思われるのですが、あるいはその道の方はどうでしょうか。後刻御意見が出るだらうと思ひます。

全体を通じてあまりこま／＼と、よくもこんなに規定したものだ。突にこれは規定して規定して、何か漏れはしないかと思ひように、一つのを三つにも四つにもわけてある。われわれ新聞社関係の漠然とした頭の者には、どうも見当がつかないのであります。何の仕事は何をやる。手資料はどうとか、このようなことは校葉末節だと思つたのであります。何とかならぬものか。これは委員の方々に十分な御考慮をお願いしたいと思つたのであります。

何年か前ございしましたが、この公述人の中のお一人だと思つたのであります。が、外国から帰られまして、JOKAで報告の放送をなさつたことがありまして。私はアマチュアでもありましたが、すきなものでございまして、特に時間をさいて聞いておつたのでございまして。ところが「外国では短波が……」こう一言出ましたところが、ぶつと切れました。はて機械の故障かと思つてみましたら、五分ほど過ぎまして、また話が續きました。それ以来短波という言葉は、全然その言葉さえ出なかつたのであります。これはあるいは機械の故障か何かかわかりませんが、どうも私も考えますところでは、やはりその筋の御意向によつてこうなつたのじやないかと思つたのであります。今そのようなことはもちろんありませんでしようが、そのような気分は多少あるのじやないか。それがどうもこの法文の中に何か見られるのございまして、もしこのようなことがございまして、一刻も早く改めていただきたいと思つたのであります。

それから私は本職は新聞でございしますが、新聞は今ところ電波を十分に利用するわけになつておりません。しかし先ほど委員が申されましたように、日進月歩の世の中で、今にも携

帯用の無線機というものができて、新聞記者がポケットに無線機を持つて出まして、出張先に行つてこつ／＼やるかもしれません。これはこの電波法案にいうところの無線局かもしれません。が、こういう無線局を取締ることになると、なか／＼仕事ができにくくなるのであります。言論の自由といふすけれども、言論の自由は形容詞だけでございまして、實際自由を表現する場合は、決して自由ではないのであります。将来の電波につきまして当然あり得るのであります。今は新聞記者がふところ無線機を入れて、旅館の一室を無線電信局にして、いわゆる局をそこにつくつて、発信することはあまりやつておられないようであります。これは早晩やるにきまつておるのであります。それを一々あるは何條に触れるとか、料何千円だとか、あれは設備の具体的な届出を要するといふことではあります。一刻を争うわれわれ新聞記者は、何ともしようがないのであります。そういう方面を、将来のことではありますから、仮定の問題はしかたがないかもしませんが、しかしかようなことを御考慮いただきまして、将来あり得ることを支障のないように、法文について一応御考慮をお願いしたいと思ひます。

以上で終ります。

○辻委員長 次は鶴岡信成君にお願いいたします。

○鶴岡公述人 私は東京大学社会科学研究所の鶴岡であります。電波監理委員会設置法案につきまして意見を申し上げますが、先ほどの公述人もおつしやいましたように、はなはだ技術的なこまかい規定がたくさんございまして、私はその方の知識はまつたございませぬので、本日は電波監理委員会に關しまして、委員会行政というものの立場から、どういふふうに考えたらいいかというところを、若干申し述べたいと思ひます。

この法案は、おそらく行政委員会制度について非常にこまかい御研究をなすつた方々が、御起草になつたものと思つたのであります。非常にその点で行き届いた法案であると思ひます。従つて基本的には私はこの法案に賛成であります。一、二私の意見を申し上げようと思ひます。この場合電波に関する行政をどういふふうにするかといふことについて、いろ／＼の問題があると思ひますが、やはり根本的な立場として、公共の利益といふことを考えなければならぬ。その公共の利益といふものは、一般の法案についてもむろん考えられてゐるわけでありまして、電波の場合にはもう少し具体的にそれがなつて参りまして、一番はつきりしておるのは、ラジオの聴取者の利益であります。私はラジオの聴取者の利益よりももう少し広い、ラジオを聞く可能性のある人々すべての利益といふものが、この場合常に具体的に考慮されてなければならぬ。そういうふうな問題について、官僚にまかせておかないといふことが、行政委員会方式といふものをとるに至つた理由であると思ひます。

ところがこの行政委員会方式については、いろ／＼の問題があらまして、先ほどの公述人も触れておられました。非常な能率が上らないといふふうなことがあるのであります。時間

がかかる。あるいは一般の官庁と違ひまして、多数の者が委員になつて、そこで決定をいたしますために、責任の所在がはなだ不明確になる。何人が責任を負つておるかということがわからないうふうなこともございまして、また一般の行政機構から独立した関係になるので、国の行政全体としての方向と一舎しない場合も、起り得るといつたような問題がございしますが、私は少くも根本的に官僚的な行政に比べて、委員会行政というものがすぐれているというところを認めざるを得ない。その点から今度の法案が、委員会行政の方式を採用されていることに賛成をしたいと思います。

なおこの場合もう一つ注意しなければならぬのは、官僚統制にかわつて委員会行政を持つて来たために、委員会というものが、この行政によつて構成をされるべき利益、つまり放送というふうな事業をやつておられますもの利益というものによつて、委員会行政が動かされるという逆な弊害があらはれます。これはアメリカにおきましても、委員会行政の最も大きな欠点の一つにあげられている点でありまして、たとえばハーバード大学のヘリング教授の書きました「公共の行政と公共の利益」という書物の中で、委員会行政の実際を見て行くと、その中ではその委員会というものが、委員会の中に現れて来るというふうな大きな欠点があることを申し上げておられますが、私もその点は十分注意しなければならぬところであると思ひます。その点については、先ほど申しましたこういう場合の根本的な標準は、そういうふうな一般の利益、

具体的に言えば、放送を聴取する可能性のある人々の利益というところになければならないと思ひます。そこでこういう見地から一、二具体的な点について意見を申し上げまして、責をふさぎたいと思ひるのでありますが、第一は、電波監理委員会設置法案の中に上つております委員会の組織の点であります。第六條には、委員長及び委員というものは、両院の同意を得て内閣総理大臣が任命する、こういう点であります。委員の任命をどういう方法でやるかというところにつきましても、現在日本で行われております他の委員会と比較いたしますと、この方法についてはいろいろ方法がありまして、他の委員会と必ずしも同じ方法をとつていない。一、二の例をあげますと、たとえば全国選挙管理委員会、委員というものは、国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣が任命する、という方法をとつております。それからもう一つは、教育委員会の委員であります。そういうものと比べますと、この方法はちよつと違つておるのであります。私が、私は委員の選任の方法をどういうふうにするかということについて、多少考慮を拂う余地があるのではないかと思ひます。この法案に關するいろいろ意見をもとめまして印刷物を先ほどいただきましたが、その中には、委員は全聴取者によつて選挙すべきであるという意見を述べている向きがあるやうであります。私は全聴取者が選ぶという方法は、先ほど申しましたやうに実際の聴取者だけの利益を守るべきものではないと思ひますので、適当な方法とは思ひません。

しかし何らかの意味でそういう点が考へられていいのである。これは国会で十分御検討になるべき点であると思ひますが、私は全国選挙管理委員会のやうな方法が、あるいはいいのではないかとこのタスク・フォースに思ひます。

第二の点といたしまして、委員長の選任であります。委員長の選任の方法につきましては、二つの種類の仕方がありまして、日本のほかの行政委員会でも、またアメリカにおける委員会でも、二つの方法が相並んで行われております。一つは委員長を委員が互選をするという方法であります。もう一つは委員長を内閣総理大臣が任命する。アメリカでは大統領が任命する、こういう方法であります。日本でもアメリカでも、委員が互選するという方法の方が、実際上は例が多いのであります。日本ではたとえば国家公安委員、先ほどの全国選挙管理委員会、いずれも互選であると記憶いたしておられますが、アメリカにおきましても大体互選であります。これはどちらの方法がいいかというところは、かなり問題がございまして、アメリカでは最近行政機構の改革に關して、前大統領のフーヴァーを委員長とするフーヴァー・コミッションというのでございまして、いろいろ調査して、その結果を報告しておりますが、行政委員会の委員長をどういう方法で選ぶかということについては、委員会の一つのタスク・フォース、機動部隊、そういうものが調査をいたしました結果、發表しました勧告では、委員長は大統領が任命する、という方法を一般にとる方がよいという勧告をしておるやうであります。しかしこのタスク・フォースの勧告

は、最終報告では承認されませんで、最終報告ではやはり互選の方がいいという考え方をとつておるやうであります。これは同じ放送関係の委員会でも、放送法にありますが経営委員会では、委員長は委員及び会長が選挙する。第十五條にこういう方法が規定してあります。なぜ電波監理委員会の場合には、委員長を互選によらないで任命しなければならぬかという意味が、私はよくのめ込めません。一般の利益を現わすという意味から言えば、そうして委員会の一般行政機構からの独立性というものを、できるだけ強く現わすという意味からは、これはやはり互選の方法があるいはいいのではないかとこのタスク・フォースに考へるのであります。

第三は、委員になる者については、欠格事項が若干上つておりますが、その中で第六條の第三項の中に列記されておりますものの中で、多少問題になる点があるのではないかと思ひます。これは私も立法のこまかい理由をよく存じませんが、何か理由があるのかもしませんが、たとえば先ほどの放送法案の第十六條にありますが経営委員の委員と比べますと、いろいろ違ひがそこにある。たとえば経営委員の場合には、国家公務員が委員になれない。ところが電波監理委員会の委員の方は、反対に国会議員がなれない。どういうわけか片方は国家公務員だけがなれなくて国会議員はなれ、片方は国会議員がなれなくて国家公務員だけがなれるというのかという理由がよくわかりません。何か大きな理由があるいはあるのかもしませんが、この点は十分国会で御検討になつて、理由が

なければ両者を統一する。あるいは国会議員がなれないというふうになつておきます電波監理委員会の委員に、国会議員もなれるというふうな問題が、なるのか、いらない問題があるのではなからうかと思ひます。それから政党の役員については、どちらもなれないというふうになつておりますが、私は政党の役員をこれほど制限する必要があるかどうか疑わしいと思ひます。政党の役員というものは、必ずしも公共の利益を尊重することのできない立場にあるものではないと思ひます。これは一つの政党だけで委員会の全体が支配されては、これはいけないと思ひますが、それは当然同一の政党の者がだけが独占をしないやうな制限が上つて

いるわけでありまして、すでに独占されない以上、その政党の役員が出て、少しもさしつかえないのである。私はむしろ一番問題になるのは、先ほど申しましたこの委員会によつてコントロールされる利益の代表が、委員会にあまり入つて来るという点の点に對する排除であらうと思ひます。これは今の第三項と第五項に上つておりますが、しかしこれだけでは足りないのではないか。むしろつと大きなものとして、放送事業その他に金融的な支配力を持つておるものがあるのではないかと。そういうふうな金融的に事業をコントロールしているものが、この委員会に入つて来るというのをやはり制限しなければ、公共の利益が尊重されないおそれがあるのではないかと自分

第四点といたしまして、電波監理委員会設置法案の第十一條、第十二條に、罷免の規定がございまして、大体

は、最終報告では承認されませんで、最終報告ではやはり互選の方がいいという考え方をとつておるやうであります。これは同じ放送関係の委員会でも、放送法にありますが経営委員会では、委員長は委員及び会長が選挙する。第十五條にこういう方法が規定してあります。なぜ電波監理委員会の場合には、委員長を互選によらないで任命しなければならぬかという意味が、私はよくのめ込めません。一般の利益を現わすという意味から言えば、そうして委員会の一般行政機構からの独立性というものを、できるだけ強く現わすという意味からは、これはやはり互選の方法があるいはいいのではないかとこのタスク・フォースに考へるのであります。

第三は、委員になる者については、欠格事項が若干上つておりますが、その中で第六條の第三項の中に列記されておりますものの中で、多少問題になる点があるのではないかと思ひます。これは私も立法のこまかい理由をよく存じませんが、何か理由があるのかもしませんが、たとえば先ほどの放送法案の第十六條にありますが経営委員の委員と比べますと、いろいろ違ひがそこにある。たとえば経営委員の場合には、国家公務員が委員になれない。ところが電波監理委員会の委員の方は、反対に国会議員がなれない。どういうわけか片方は国家公務員だけがなれなくて国会議員はなれ、片方は国会議員がなれなくて国家公務員だけがなれるというのかという理由がよくわかりません。何か大きな理由があるいはあるのかもしませんが、この点は十分国会で御検討になつて、理由が

なければ両者を統一する。あるいは国会議員がなれないというふうになつておきます電波監理委員会の委員に、国会議員もなれるというふうな問題が、なるのか、いらない問題があるのではなからうかと思ひます。それから政党の役員については、どちらもなれないというふうになつておりますが、私は政党の役員をこれほど制限する必要があるかどうか疑わしいと思ひます。政党の役員というものは、必ずしも公共の利益を尊重することのできない立場にあるものではないと思ひます。これは一つの政党だけで委員会の全体が支配されては、これはいけないと思ひますが、それは当然同一の政党の者がだけが独占をしないやうな制限が上つて

十二條の規定というものは、委員の身分を保障した規定であると思ひます。これは内閣総理大臣が、この條文に該当する事由がないのに、任意に罷免することができないという意味を持つてゐると思ひますが、私はこの場合やはり国会が進んで、ある何らかの大きな理由がある場合には、委員を罷免するための権限を持つことがいいのではないかと思ひます。そういう立法例がすでにありまして、それは全国選挙管理委員会の委員でありまして、これは全国選挙管理委員会法の十一條第一項第三号に「委員の罷免につき、国会の議決に基づく勧告があつた場合」というのがあります。国会がやはり先ほど申しました公共の利益の代表者として、そのくらいの権限を持つてゐる方がいいのではないかと、いふうに考へるのであります。

第五点といたしまして、委員会行政というものが、せつかく従来の官僚的な行政にかわるものになつたにもかかわらず、現実にはそれがほとんど名前だけになつて、依然として官僚行政が続いてゐる、非難が、日本でもアメリカでもしばしば行われておりますが、そういうことが起る一番大きな理由は、委員の実際の仕事、事務局によつてまづた行われるところにあるのであります。そこでその点を多少考慮しなければ、委員はまづたの名前だけになつてしまふというおそれがあるのであります。先ほど申しましたフーヴァー・コミッションは、やはりこの点を非常に配慮したものと見えまして、その中に事務局を置く場合には、その事務局には事務局長を置いてはいけないということを申し出ておりま

す。この法案で申しますと第二十條ですが、電波監理総局に事務局の長である電波監理長官を置いてはいけないという事です。そういうゼネラル・マネージャーが、直接委員会の指揮監督を受けるという制度をとると、その場合には必ずその事務局が、独立した官僚的な行政機構になつてしまつて、委員会が飾りものになる。それから委員会と事務局というものが分離してしまふという意図が、くずされてしまふといふことを申し出ております。私はこの点は、技術的にどういふ形をとつたらいかがといふことはよく考へておられますが、やはり御審議の場合に、御考慮になつた方がよいのではないかと考へております。

はなはだ不十分な話で、ことに風邪を引いておりました、たいへんお聞き苦しかつたと思ひますが、私の意見はこれで終ります。

○辻委員長 次は小松繁君にお願いいたします。

○小松公述人 私は日本放送協会において技術部門を担当しております小松繁でございます。

まず第一に電波法案から申し上げます。電波法案が、すべての電波を国民大衆のために、公平にしてしかも最高度を利用することを目的とした電波行政の基本法として、また無線科学技術の新しい発展段階に即応した画期的な技術立法として、また無線全般にわたる統一法として誕生したことを、技術に携つてゐるわれわれとして心からの賛意を表するものであります。しかもこの電波法案が新憲法の精神に基づいて、国民の権利を最高度に尊重しよう

としてゐる、きわめて民主的な立法であるという意味においても、これが將來の完全な運用に多大の希望と期待を持つてゐるものであります。日本放送協会としては、過去二十五年にわたり日本におけるただ一つの放送事業体として、公共の立場から、全国的に電波の普及に専念して参つたのであります。電波法案並びに關係二法案の立法の精神を尊重して、今後新しく生れる商業放送局に対しては、放送文化の健全なる発達のために、できる限り協力したいと存じてゐるものであります。この法案に対する具体的な意見を申し上げます。過去二十五年間の日本放送協会における放送局設置の状況並びにその事情を申し述べて、御参考に供したいと思ひます。

二十五年間、日本放送協会が設立された際に、政府から命令を受けた事項の中で、最も重要な、そして基本的なことは、全国にわたるあまねく十分の強さの電波を放射し、国民が簡易かつ低廉な受信機で、容易に放送が聞くことができるように、十分な放送設備を設けることにしようという趣旨のこととあります。日本放送協会におきましては過去二十五年間、この基本方針の達成に極力努力して参りました。日本が経済的に恵まれなにもかかわらず、放送事業が他の国に比較してりつぱに発展して参りましたのは、これが一番大きな理由であらうと思ひます。

現在日本放送協会におきましては、標準放送として、八十八箇所の放送局により第一放送網を構成し、そのうちの二十六箇所の放送局に第二放送設備を設けて、第二放送網の一部を構成してありますが、財政的に許される範囲で、逐次この第二放送網を完成するよう、計画を進めておるのであります。このほかに日本放送協会が進駐軍から委託を受けて、現在放送を行つておりますのが八局あります。またそのほかに進駐軍がみずから手で行つておる放送局が若干ありますので、日本において標準放送電波が百二十あまり発射されてゐるわけでありまして、一方聴取者の側におきましては、強力な放送電波に恵まれまして、簡易かつ低廉な受信機が圧倒的に普及いたしてあります。現在ではスーパー級の高級な受信機が約一割、残りは最も低廉な、いわゆる並四級式の受信機と、もう少し高級な国民型一号ないし四号級の受信機とが、大体において半半ばしてゐる状況であります。このように多数の放送電波を出しながら、受信機の選別度は一般に低いという悪條件を、私どもは十分考慮いたしまして、今後の放送局の配置計画をいかにすべきかを、正確な資料に基づき、いろいろな面から慎重に検討しながら、放送網の完成を進めておる次第であります。

これをもう少し詳しく申し上げますと、日本の国民経済に余裕がなく、また急に余裕ができるものとも考えられない現状におきましては、国民が放送を聞くために要する経費をできるだけ少くするといふことが、まだ、大切な條件であると考えておるのであります。この條件を達成するためには、いかなる方策をとればよいか。科学的にできるだけ正確に検討いたしてみますと、全国的に見まして、国民が放送を聞くための受信機に要する経費と、日本放送協会が放送電波を出すために要する経費とが、相ひとしくなつたと

きに、国民の負担する金額が、一番少いといふことがわかるのであります。それでできるだけ早くこの状態に近づく方策を講ずる必要があると考えておるのであります。現在のところでは、日本放送協会側の経費が相対的に低いのであります。もつと放送設備を全国的に拡充いたしまして、国民の方にとりましては、もつと低廉な受信機で放送が聞けるようになることが、必要であるといふことになるわけでありまして、なおこの放送網計画は、地域別に必要なるローカル番組を編成する上からも、たいへん有利だといふことを確かめてございまして、さらにこの計画を決定し、あるいは実施するにあたりましては、電波周波数の節約につきまして、特に慎重に考慮を拂つておるのであります。この計画の中には新設放送局はほとんどなく、むしろ既設放送局の電力を増すことにより、放送局の数を減らすようにくふういたしておるのであります。第二放送の拡充も、現在日本放送協会の従来の放送局に與えられております周波数の範囲内でまかなうつもりで、進めておるわけであり

以上述べましたような放送局設置上の諸問題や、その運用上の基礎になります設備の内容に関する諸問題は、きわめて重要な事項であります。ただ、それを決定いたします際には、きわめて正確にして、十分な根拠に基づいて処理されねばなりません。この法案を拜見いたしますと、電波行政上の手続や処理の方法等につきましては、順序よく簡潔に、十分盡してあるように思ひますが、その処理上準備せねばならぬ具体的基準は、多く電波監理委

員会規則の方に譲つてあるものであります。もつともその中で重要なものは、すべて聴聞を経て決定することになつておりますから、その場合りつばな規則がでますように、格別の御配慮をお願いしたいのであります。

次に少し細部にわたりまして申し上げます。無線設備の定義につきましては、第二條の定義によりまして、性格は割合にはつきりしているものであります。格別御配慮をお願いいたします。

また、無線設備の定義によりまして、性格は割合にはつきりしているものであります。格別御配慮をお願いいたします。

また、無線設備の定義によりまして、性格は割合にはつきりしているものであります。格別御配慮をお願いいたします。

また、無線設備の定義によりまして、性格は割合にはつきりしているものであります。格別御配慮をお願いいたします。

また、無線設備の定義によりまして、性格は割合にはつきりしているものであります。格別御配慮をお願いいたします。

また、無線設備の定義によりまして、性格は割合にはつきりしているものであります。格別御配慮をお願いいたします。

われま。一例を申し上げますれば、第三十一條に規定されております周波数測定装置の備えつけに關しまして、かりに五十ワットの電力放送局にも必要があるということになりますと、放送機とは同類、場合によりましてはそれ以上の經費を要することになりますので、條約その他における制限規定の趣旨に適合する措置が講ぜられる場合には、簡略化することを認めるように御配慮をお願いしたいのであります。

以上申し述べました事項のほか、こまかい点に關しまして御考慮をお願いしたいことが少しございまして、それは書類をもつて申し上げます。

最後に電波法案に對します意見の総合的な結論を申し上げます。これをラジオ受信機にたとえて申し上げますと、このラジオ受信機の外箱はたいへん清潔で、むだなくよく整つた感じのする体裁であります。一応きれいな目盛り板も、調整用のつまみも、ちゃんと揃つておりますので、すぐにも買い求めたいと思つてみても、すぐにはセッティングができていないので、設計図だけとりそろえてあります。その設計図はたいへん親切に、各部分について詳細に説明が加えてあり、さらにまた中のセッティングを組立てます際には、お買い求めの方に十分御相談の上、優良な部分品を選びまして、御納得のゆくつりつばな受信機をつくつて差し上げますという、注意深い説明書までがついていて、たいへん感じが受けるのであります。従いましてこの部分品の選び方のいかによりますと、この

受信機は優秀な受信機となれば、また粗悪な受信機ともなるわけであります。りつばに整つておりますこの電波法案の部分品であります電波監理委員会規則を決定されます際には、正確な資料に基づいて十分慎重に検討され、だれもが納得するようになりつばなものをとり上げ、この法案がすべての無線通信事業をいよ／＼発展させる原動力となりますように、格別の御配慮をお願いいたしますのであります。

なお電波監理委員会設置法案につきましては、私から特別意見を申し上げます。見の開陳を終ります。

○辻委員長 次は吉田君にお願いいたします。

○吉田公進人 私は民間放送会社を計画しております東京放送株式会社の設立準備委員、吉田君でございます。待望久しかつた電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の三法案が国会に上程されますときに、この法案に對する公聴会の席上で、民間放送を計画しております者の一人である私が、愚見を公述させていただきます機会を得ましたことは、非常に感にたえないところでございます。

本法案は、基本的にはもちろん私として大賛成でございます。この法案が公布のあかつきには、この法案の制定目的である電波の公正にして能率的な利用の確保と、公共福祉の増進に寄與するといふ根本理念が、忠実に円滑に運営されるというのを衷心から望んでおります。従つて本法案を運営するにあつて、多少でも問題を残すに、疑点を生ずるような点があるならば、徹底的に事前に検討を賜わ

りたい次第であります。以下簡単に公述させていただきます事項は、私の立場上、主として放送及び放送に關係のあることだけ申し上げたいと思ひます。

放送法その他によつて、特別なきびしい制約事項をいただいております。かわりに、何ら國家の保護も受けておられないわれ／＼一般放送計画者において最大の関心事は、サービス・エリアを決定する周波数、電力、それから放送所の位置、そういうものを決定する上における制約事項ということになります。しかもその制約事項がもしもあるとするならば、いかなる根拠に基づいてそれが決定を見るかということ

が、われ／＼の最大の関心事でございます。この法案をずっと勉強していただきまして、今の観点、特に周波数に關係のある事項は、第七條の免許に對しての審議事項という中の、第一項の第二号に「周波数の割当が可能であること」というのが、簡単に免許の條件の一つに規定してあります。それから第五十六條に「無線局は、他の無線局にその運用を妨害するやうな混信その他の妨害を與えないやうに運用しなければならぬ」と、特に周波数とはうたつてございせんが、こういうやうな條項が一つ規定してござい

ます。この兩條文は一つずつ見ますと、非常にとも／＼としくな條文でございます。全然異論をさしはさむ余地はございせん。しかし放送の場合に、この兩條文を關連して考えてみますと、非常に大きな、しかも重大な問題をここに提供しておると考えられるのであります。すなわち無線局の運

営にあたつて、混信などによつて直接その他の無線局の運営に妨害を與えないやうにするといふことを、放送の場合に當てはめてみますと、日本放送協會の運用に妨害を與えない。すなわち一般聴取施設に對して混信を與えないで運用するといふことが、これから結論づけられるのであります。ただいま放送協會の小松さんから、わが國における一般受信機の質が非常に悪いといふお話をこゝではつきり公述されました。皆さんもよくこれは御承知の通りでございます。たとえは高周波増巾なしの受信機が、全体の五〇％もある。しかも一般に普及されておる受信機の性能といふものに対する、はつきりしたつかみどころがまだない。そういったやうな状態にあるのであります。人跡未踏の山間の僻地に放送局が

できるのがあるならば、前二條が十分満足されるやうな放送局の決定、周波数の割当といふことが可能になつて参りますが、われ／＼のやうに一応商業放送である場合には、どうしてもサービス・エリアは、人口稠密な都會地にこれを求めなければならぬ。従つて放送所の位置も、當然都會地に近づいて参ります。そうしますと今後新しくできる放送局の設置は、多かれ少かれ混信あるいは聴取不能といつたやうな地域の発生を見ることは、技術的に言つて議論の余地がないのであります。従つて前の二條をあらゆる受信機に對して、もつともこんなばかげたことはやるはずはないと思つたのでござい

ますけれども、あらゆる受信機に對して嚴格に適用するといふことになりま

すと、非常に簡単に回答が出来ます。割当は不可能であるといふ結論に

達する。従つて前の二條をあらゆる受信機に對して、もつともこんなばかげたことはやるはずはないと思つたのでござい

ますけれども、あらゆる受信機に對して嚴格に適用するといふことになりま

すと、非常に簡単に回答が出来ます。割当は不可能であるといふ結論に

達する。従つて前の二條をあらゆる受信機に對して、もつともこんなばかげたことはやるはずはないと思つたのでござい

ますけれども、あらゆる受信機に對して嚴格に適用するといふことになりま

なると思ひます。それが前の二條は、放送に關する限り特例を設けるのがあたりまえだと考へます。周波數割當可能という條項を満足すべき受信機の基準を、はつきり法文で規定していただきたいと思ひます。

余談であります。空間というものは電波の公道であります。この電波の公道をわたわの、あるいは病人の、あるいは道案内がなければ歩けないような人間がたゞさん歩いておるからといって、文明の利器であるところの自動車その他のものを、自由に驅使させてはいけないうりくつは成り立ちません。積極的に文化財であるところの電波というものを有効に使用するためには、受信施設の改良を積極的の助長しなければいけないはずでござい

ます。この電波法その他の關係三法案が規定されて、一般民間放送が許可される道が開けたというところは、放送にとつては一大革命であります。この機会に一般國民の持つておる受信施設の向上という点に、格別の御配慮を得たいと思ひます。あえて一歩前進していただきたいと思ひます。この際基準決定に際しては、ぜひ特別の御配慮をいただきたいのであります。なおこの前の參議院の公聴会におきまして、全ラ連の責任者の方が、聴取者のきわめて輕少な負担において、聴取施設を改良する方策をもう具体的に研究済みであるというのを言明しておられますので、具体的にその点も御研究になつていただきたいと思ひます。

以上のような非常に重大な問題を含んでゐる周波數割當といつたような問題に關しては、この法案中では特に具體的にその基準を規定してございませう。委員會議決にまかせてもよいやうなかなりこまかい文句が、他の問題ではみづから取上げてゐるのに、非常にバランスがとれないのではないかと、この氣もいたします。ですからたとへば第八十三條の聽聞事項の中に、周波數割當という問題に關する事項を、一応おつけ加へになつていただくことも一案ではないかと考へます。

非常に蛇足でございしますが、周波數割當の問題に關して深く印象に残つてゐることを、一言ここで述べさせていだきたいのであります。かつて終戦後の國會の本會議におきまして、ある政黨のある議員の方が、民間放送の免許の見通しというに關して、御質問なさつたことがございします。それに対して責任ある立場の方から、周波數割當がきわめて困難であるという見通しのもとに、当分民間放送というものの許可の見込みは立たないという御回答がございまして、われ／＼民間放送を計画しつゝあるものにとつて、実に悲願やうな方なかつたときがあるものであります。この御回答はおそらくいよいよゆる客観情勢というもののしからしめるところで、回答者御自身が不本意ながら、民間放送ができないうという回答を、一応技術的な問題に転嫁したと私は解釈してゐるのではあります。この純技術的に不可解な御回答に対して、一言半句も一般民間からの反響もございませうでしたし、公共的報道機關と稱せられておられますところの新聞さえも、これを取上げて論議しようとしたかつたのであります。現下の周波數割當の困難性というものと、當時の状況

とを比べてみますと、必ずしも當時の方がきつくて、今の方が容易であるといふことは成立たないのであります。が、御承知の通り現在においては、よく周波數の割當も可能であるといふことを、責任ある方が非公式に言つておられます。こうした案に純技術的な問題として矛盾を感じるやうな議論が、平然として行われておるといふことは、事務局で純技術的な問題を政治的に何か転じて、結論を左右しておるといつたやうな感じをわれ／＼は受けるのであります。一体その経緯というものがどこにあるかといふことをはつきりしなければ、全然無意味ではないかと思ふのであります。なお今のような議論に對しまして、一應委員會の処分に対する異議の申立が可能であるから、まあ／＼いいではないかと、御意見も出るかもしれませんが、どんな経過を経てきめられたものにしても、一応決定を見て公示せられた事項は、訂正することが非常に困難であることは御承知の通りでございまして、訂正のための再検討に使われるエネルギーといふものは、法律を制定する前において拂わなければならないか、これは考へます。

次に述べさせていただきます問題、前項でも申し上げました八十三條に規定する諸事項の聽聞会の件でございします。これは篠原先生も小松さんもお述べになつておられますので、希望を述べておきたいと思ひのであります。本條項に主として規定せられてゐるやうな純技術的な事項は、ぜひとも議決権を有するところの審議會において審議決定した上、委員會規則を決定していただきたい、これを強く要望し

たいのであります。聽聞といふことの定義を、私ははつきり知つてはおりましたが、おそろしく聞き置くといふことであつて、その聽聞会といふものには議決権は當然ないだらうと思ひのであります。特に一般大衆の生活にきわめて密接な關係を有しており、かつ利害關係者が非常に複雑多岐にわたつておるやうな放送の問題に關しましては、ぜひとも學識経験者その他によつて構成された、議決権を有する審議會において決定していただきたいと思ひます。たとえば工業標準化法におきましては、工業標準を決定する際に、工業標準調査会とその専門部会の多數決の議決によりまして決定を見たことが、法律化されるというやうなことになつておりますので、この思想と、放送に關連する技術的な問題に關することを、決定権のある専門部会によつてきめて、それによつて規則をつくつてもらいたいという希望とは、一致するものと私は考へます。ぜひともこの点御考慮を願ひたいのであります。

次は、附則の第十二項と第十三項の件でございします。第十二項には、法律施行の日から一箇月以内は、ただいま問題にありました聽聞を行わないで、電波監理委員會がかつてに規則をつくつてよろしい。しかもその規則は六箇月の間有効である。こういう附則がございします。今まで実際に実施されて來ました法律を一応燃き直して、今度の法律にしました問題であるならば、いさ知らず、今度の放送といつた重要な問題のように、新しい試みのものにありましては、この六箇月間の官僚事務局だけにまかされた期間といふものに対して、われ／＼は非常な不安を感じる

のであります。民間の放送の、最も重大なすべり出しの建設期において実施されるころの細則が、全部官僚事務局の一方的な決定だけで施行されるということは、われ／＼としては実に不安にたえません。これは前の項に述べたと同じやうな趣旨で、放送に關する限り、この法案の運管が二箇月や三箇月、あるいは半年くらい遅れてもやむを得ないと思ひます。もうすでにたな上げになつてから数年になるのでありますから、この際、放送に關する限りの法案の運管はストップしても、監理委員會規則といふものをがつちり練つて、その上で出さしていただきたい、こう考へます。

次は免許期間の關係であります。十三條に、放送の免許は、免許の日から數えて三年間であるということが規定してございします。御承知の通り民間放送事業を行いますには、一億以上に達する資金を投じなければなりません。その資金の半數以上は、施設費といふ固定されたものに投じられるものであります。企業体の運命が、法律的には三年しか保障されていないといふことは、きわめて不安定の上ないものであります。株式募集上においても、非常に大きな支障を來すのではないかと考へます。あるいは再免許の制度があるから、法運管の面で心配ないという議論も當然起きて來ると思ひますが、これはその議論をなす人の御意見でありまして、法律的に何ら安定性もなければ、法律的にこれを拘束する力もありません。どうして法律によつて、そんな三年といつたやうな短い期間ではなくて、もつと長い期間にしていただきたい。免許取消

七

の罰則は、これが合理的である限り、どんなに強化されても私はけつこうだと思ひます。免許取消の罰則を強化されてもけつこうでございますから、少くとも十年ぐらゐの期間は、安心して放送ができるという状態にしたいのだと思います。この十年というのには、無線機の進歩の状態とにらみ合せた技術的な面と、経営的な見地から見ただけの設備の期間が、大体十年ぐらゐが常識であるところから、この十年というのを提案したのでござい

ます。以上本法の條項に對しまして、具體的な愚見を述べさせていただきましたが、最後に一言、民間放送の性格というのに對して、すでに相當の御議論があり、町でもいろいろ異論が出ておりますので、この際われわれの考へておりますことを申し述べさせていただきます。結論から言ひまして、新しく發足する日本放送協会の行方放送と、われわれ一般放送事業者が行う放送の間に、その目的に根本的な差異がないということを、はつきり私に申し上げたいのであります。ところがこの放送法案、電波法案その他を一見して、皮相的な直感によつて判斷いたしますと、どうも日本放送協会を偏重して、民間業者を輕視するといふ感なきにしもあらずなのであります。この皮相的な見方から、NHKを偏重するやうな弊が生じ、たとえば今の周波數割當のやうな問題で、すでに日本放送協会が確保しておる周波數に關しては、自由な技術的な檢討を、一般からは加へることができないのだといふやうなことが、今後具體的に起きた

とするならば、放送において、日本放送協会の独占形態というものを打破して、健全な發展を期そうといふはずのこの電波法、放送法といつたやうなものには、死文になるのではないかと、おそれがあるものであります。一般放送事業者の大部分が計画しておりますところの商業放送、すなわち……

○辻委員長 吉田君、放送法案につきまして、もう二日間わたつて承りまして、もちろん密接な關係はありますけれども、きよの御公述は、二法案についてお述べいただいたと思ひます。

○吉田公述人 ただいま委員長から御注意がございましたので、一言、商業性であるといふことは、実は最も強く公共性を要求されるものであつて、商業性であるがゆゑに、公共性であるとするところの自律作用が、常に商業放送を営むものの間に行われておるのだ。従つて商業放送もまた公共放送であるといふことを、はつきり御認識していただきたいのであります。

非常に難解に申し上げましたので、先に申し上げました要點だけをもう一度申し上げますと、聴聞事項中に周波數の割當事項といふものを一つ入れていただきたい。それから聴聞事項中、純技術的、特に放送に關する問題は、議決権を有する審議会の審議決定を経て、電波監理委員會の規則をきめていただきたい。放送に關する限り、附則の第十二項、十三項は削除していただきたい。それから免許の期間を十年ぐらゐにしていただきたい。以上であります。

○辻委員長 以上五名の公述人各位の

御發言について、質疑を行います。

○中村(純)委員 ちよつと紺野さんに伺いたのでございしますが、先ほどお話の中に、新聞記者が携帯用の無線機を持つて通信する時期が、そう遠くないだらうというやうなお話でございしましたが、戦争中におきまして、野戦地において新聞記者がそういうことをせられたことは、私もよく存じておるものであります。平時において、まだ日本においてはそういう事態はないようでありすが、たとえばアメリカとか、あるいはその他の外国において、もうすでにそういう事態がありますかどうか。もしおわかりならばお教へをいただきたいと思ひます。

○紺野公述人 別に調べてもおりませんが、それに關しましたことは雑誌によく出ておりました。それをいかに新聞に利用しましたかどうか、まだ具體的なことは聞いておりません。しかしそういう計画があることは、大分古くからでありまして、こういう時代になつて、世の中が治まつたのでありますから、あるいはやつておるのではないかと。まだ報告には接しませんですが、そういうことはわれわれの仲間に聞きまして、絶えず話にも上つておることなのでございします。内地ではまだ聞いておりません。

○中村(純)委員 鶴岡先生に伺いたのでございします。先ほど委員會行政のあり方、及び本委員會の構成等につきまして、御意見を承ることができまして、まことにわれわれも得るところが多であつたのであります。元來委員會行政という方式は、私は大体二つの意味を持つておるものではないかと思ふのであります。その一つは、いわ

ゆる従来の官僚にあらざる民間人、広い意味における民間の方の衆知を集めた方式によつて、物事をきめて行くといふ、いわゆる民主的な行政方式である。このことが一つの意味だらうと思ふのでございします。この点については、その意味に關しましては、だれしも反對はないと思ふのでございします。もう一つ、この委員會行政のシステムが歴史的に持つております意味といふものは、これは大体私の承知しますところでは、元はアメリカに發したらしい。一つのインディペンデント・オーソリティーという意味合いがあるやうに考へられるのであります。そこでこ

ういう歴史的な意味合いと申しますか、性格の問題は、やはり歴史的に考へて、われわれは一つの結論を出さなければならぬものと思ふ。アメリカの行政組織、憲法等を私は詳しくは存じませんが、少くともわが國に關します限りは、委員會行政による獨立方式と、内閣の責任制との間に、何らかの調整聯絡の方法を考へる必要が、わが國の政治構造においては必要ではないかと思ふのであります。ことに無線行政のやうなものは、國政全般と關連する点がなほ多いものであります。また特に一、二の例をあげてみますれば、たとえば國際無線條約に加入するとか、あるいは外國と無線通信を開始する、かような点になりますと、これは國際政治に關係がある。従ひましてその間の聯絡調整といふことは、これは十分考へて行かなければならぬ問題であると思ふのであります。先生のお考えでは、わが國の政治構造において、この委員會行政といふものは、獨立性を持たせる方向に進

めるべきものであるといふお考えでございまいしょうか。あるいはまた適當な連絡調整の方法を講じつつ行われべきものであるといふふうにお考えでございまいしょうか。または連絡調整の方法を考へることが大いに必要であるといふ御意見であるならば、具體的にはどういう方法を考へるのがよいのであらうか。そういう点につきましてお教へいただくならば、非常に仕合せと思ひます。

○鶴岡公述人 非常に重要な根本的な問題でありまして、私もどういふやうに結論を出したらよいかといふことは困難に感じますが、今の御質問に對してお答えになるかどうかわかりませんが、一つだけ申し上げておきたいと思ひます。それは、獨立の委員會といふものができますことに対する非難として、ちよつと明治憲法のもとにおける軍部の獨立のやうな形になるのではないかと。こゝろがこゝろが日本では非常な大きな非難の理由になつておるやうであります。それは私はないと思ふ。なぜかといふと、國會といふものが、委員會をコントロールするだけの基礎を持つておるからであります。そこで今の御質問の問題に結びつけて考へてみますれば、アメリカでは大統領と國會といふものはまつたく別のものであります。従つてその間にいろいろ複雑な問題が起りますが、日本では國會が内閣をコントロールし、また國會が委員會をコントロールするといふことになりまして、その点で根本的な結びつきがある。従つて全体の行政の中から切り離して、ある行政だけはあ

立場から、一般行政とその特殊な行政との調整ということ、一般行政機関との結びつきで解決しようとするという方法で解決するのがよいのではないか。これは一般にいわれておる考え方から言へば、委員会の独立性を強くするということになりすが、そういう方向が私は日本における問題解決のよい方法ではないかと感じておるのであります。

○辻委員長　ほかに御質疑ありませんか。

○橋本(登)委員　遅れて参つて、質問の要旨を十分に了承しておりませんが、根本問題に關したことで、鶴岡君に御意見を聞きたいのであります。今中村委員からも御質問があつたやうであります。これに關連して、電波法において独立機関として電波監理委員会ができるわけでありすが、けれども、こうした独立的な行政措置を行うものを設けたゆえんのものはいかゞこれは起案者に聞くのがほんとうかも知れませんが、この法案をごらんになつてのお考えを伺うのですが、これが政治的に左右されるような危険があるためにこういうふうにしたものか。あるいはそうでなくして事務的なものであるから、そこでこうしたような事務的な措置を行うような方向に、独立機関としてのものを設けられたものであるか。法案を見た上のお感じをお聞きたい。先ほどのお話の中に、アメリカにおいては大統領が大巾の権限を持つてゐる。従つてこれに対して、この権力がある意味において制限するため、にあつた機関が生れて來てゐる。日本の場合においては、先ほど中村君

が言つたやうに内閣責任制になつてゐる。そういう建前から言へば、必ずしも国会の監督をまたずとも、内閣の責任制において、現在の政党のもとにおいてはやつてもさしつかえないではないか。そこが日本の憲法上と実際の行政の仕方に、いろ／＼食い違ひが出て來るやうに感ずるのでありますが、その点に關する御意見を伺いたい。

○鶴岡公述人　ただいま御質問の中で、電波法案がどういふ意図でつくられたかといふことについての点は、私もこれを讀みましたがよくわかりませんが、私の考えるところでは、やはり電波法案といふものをつくつて、委員会行政の方式を採用したという根本の理由は、内閣はその時々政治情勢によつてかわるのでありまして、そういうような變動には左右されないといふ意味があると思ふのであります。従つて内閣から独立させるといふことは、やはり相当の意味があるじやないか。政治的に一つの方向に動かないといふことを明らかにしまして、しかもそれが官僚的でなくて民主的に動くためには、国民が直接これをコントロールしない以上は、やはり国会によるほかにない。そういう意味から私は方向としては、政治的に動かさないといふことのために、そういう意味での独立性を持たせなければ、電波行政といふものは十分に行かないのじやないか。そういう理由がどうか知りませんが、そういうやうに考へてこの法案に賛成するものであります。

○橋本(登)委員　紺野さんに御意見を伺いたのですが、一応この中の條文によつてですけれども、非常災害の場合の條文がありますが、これについて

共產黨の中では、それが悪用せられはしないか。あまり広範囲になつてゐるために、時の内閣の意向に従つてそれが悪用せられて、逆に警察的な役割をするのじやないか。こういう見解が論議せられてゐるのであります。しかしわれ／＼の経緯から見ますと、従来の電波法といふまじやうか、従来の規定によつては、そういう災害の場合に、これらの機関を活用できなかったらうらみがある。しかし今回においてはその点において、広く活用ができるという意味においては、相当の意味が含まれてゐると思ふのでありますけれども、しかし共產黨の諸君が言ふやうな危険がないとはいへないものであります。これに対する紺野さんの御意見を拜聴したい。

○紺野公述人　おつしやるやうに、共產黨といふやうないろ／＼問題もあるものであります。ただこゝういふ方面の規則だけでは、実際の効果がそう上げ得ないじやないか。効果をあげることができないじやないかといふ懸念をしてゐるのです。もちろんたゞさん規則があつた方が、有効であればその方がよいにきまつてゐるのであります。その條文を見るとねらいどころもそこにあると思ふのであります。われ／＼の考え、また憂へ、心配しますことは、條文には表だけ現れてゐるのではありません。それを逆用してゐるのではありません。電波といふものは目に見えないもので、山の中でもどこでもできる。先ほど申しましたやうに新聞記者は、ポケットの中に無線電信局をつくることもできます。実行はいたし

を施設することができるのでありますから、その懸念は十分ありますが、それを心配したばかりではない。御趣旨は皆さんすべて同様だと思ひます。

○橋本(登)委員　先ほど来吉田さんのお話を聞きますと、免許の期間の問題について御心配のやうであります。これは委員会の審議中においても、委員間においていろ／＼議論が行われてゐるのであります。当局の説明によると、大体これは世界的な傾向であつて、アメリカにおいても同様の期間が認められてゐるやうであります。そこで当局の説明によると、それだけの設備をしたもの、しかも順調にやつてゐるものが、必ずしも再免調のときに、おいて、スムーズに引継がれないといふことはあり得ない。従つて實際上の企業としての期間の上において、悪い影響があると考へられぬといふのが、当局の説明であります。ただわれ／＼別の方面から解釈した場合において、實際上に十年から十年といふ長い期間を與えた場合においては、はたしてその会社がいろ／＼な意味から言つて、十二分にその設備を行うかどうか。十年といふやうな特殊の長い期間の權利に基いて、十二分の設備を進めることができないやうな危険がありはしないかといふことが一つ。もう一つ、これは放送法案の場合においても問題になつたのであります。その認可せられた無線局が、他の勢力にとつてかわられるやうなことは考へられないとは言へない。たとえば時の有力なる政党の支持を受けるとか、あるいは他の第三国の勢力が侵入して來て、これを左右するとかいふやうなことが起きて、さうして實際上にはその社会情勢、政

治情勢とマッチしないやうな電波内容を出す場合が起り得るのではないか。こういうことから考へると、あまりに長期にするといふことは、必ずしも企業の上から言つて十分なる保障があるものでもなし、またさういふ限られたる、独占事業に近いものでありますから、こゝういふやうなある種の勢力によつてコントロールせられるといふことになると、非常に危険がある。こゝういふ点から、この期間についてはいろいろ議論がありますが、いまだ結論に至つていないのであります。今申しました二つの問題について、意見を聞きたいと思ひます。

○吉田公述人　ただいまの御質疑に対して、回答になるかどうかちよつと疑問でございますが、あるいは私の十年意見に対する意見の重複になるかもしれませんが、一応申し上げます。もと／＼この放送といふものを一般民間事業に開放するといふ思想は、どこまでも公共の福祉を増進するといふところに、問題があるのであります。一番最後の特殊勢力によつて支配されるとか何とかといふ問題は、私が先ほど公述申しましたやうに、さういふ危険があるならば、特別免許取消の罰則を強化してもよろしいから、今後起きるやうなさういふ不祥事件に対しては規定して、要するにこの電波法に規定されたものに反するやうな運営が行われた場合に、この免許を取消すといふ罰則を設ければ、今お話の望ましからざる勢力その他によつて利用されるという点は、防止できるのじやないかと私は思ふのであります。それから特に私が申し上げたいことは、三年間しかとにかく免許されないのだといふこ

とになりますと、これは当然株式会社
の形式をとりますので、一般に株を公
募いたします。その場合に、法律的に
保護されたのは三年間だということに
なれば、企業採算の面から言いますと
も、あるいは三年後において免許の取
消しを受けた場合において、投資した
ものが元にもどるかどうかという疑念
から、一般大衆の放送事業に対する関
心が、非常に薄くなるのではないかと思
うのであります。そういう点から言
いますと、どうしても一般放送とい
うものの基礎をできるだけ大衆の
中に置いて、株式構成の面から言いま
しても、一般大衆のふところの中に入
って行きたいという希望がございます
ので、こういう不安定な法律の保護の
もとにおいては、一般大衆のこれに対
する企業としての関心というものが、
非常に薄くなるのではないか、そう思
うのであります。それから十年という
長い期間を與えた場合に、その間にい
ろいろ施設の面で手ばかりが出て来る
のじやないかといったようなことの御
意見がございしますが、御承知の通り電
波というものは、日進月歩の状態に
ございします。私は先ほど発言したと思
つたが、いろいろな都合で発言できな
かつた次第でございしますが、放送の技
術という面におきまして、絶えず公
共的な性格をそこに織り込んで、より
よき質の電波を出すという面で、当然
これは民間放送会社を経営する人間
が、考えなくちゃならないのでありま
す。これをやらなければ、商業放送と
しての商業的性格というものに、非常
に矛盾を来します。たとえばNHKの
放送は非常に音質もいいし、感度もよ
いといったような状態にあるのに、民

間放送は非常に音質も悪いし、感度も
よろしくないというようなことになれ
ば、輿論の商業放送に対する支持とい
うものが非常に薄弱になります。従つ
てこれを一応広告の媒体として活用し
ようという広告主からの広告が、当然
減少することは明らかであります。こ
れを第一流の面でも施設の面でも第
級のものの、第一流のものをもつて日
常を送つて行かなければ、商業放送と
しての商業的性格にマッチしないので
あります。ですから長い期間の免許を與
えらうと、施設の面でインテキなもの
なつて来るのじやないかという御心配
も、一応解消するのではないかと、こ
う私は思うのであります。

○松本(善)委員 私は紺野さんと小松
さんに反問してみたいと思つたのであ
ります。紺野さんも新聞人として、技術
的には非常にしろろである。本日来
られた方で、またくしろろとは紺野
さんだということをよく知つておる。
まことにそうだと思つたのであります
が、私もまたしろろの一人でありま
すので、非常に同感であります。小松
さんは技術者の仲間に入つておると思
います。三つ言われたうちの最後
の、いわゆる第一沈黙時間とか第二沈
黙時間とかいう、この問題でありま
す。私も突にふしぎな言葉をしばしば
聞くのであります。電波はどのような
葉のたぐいであるものではないかと思
うから、しるしながらこころに問
題になります。これは、まず沈黙時間と
いうことであります。はなはだ失礼で
ありますが、沈黙時間というものは
どういふことであつて、かつまたどう
いふ必要があるのか。かつまたあなた

が言われた中に、どういふことがある
と思ふのであります。すなわち電波法
というものはがんにがらめ、非常に
詳しくやつておる。表から言えばま
さに、ラジオならばまわりを見れば内
容が非常に豊富であるが、中をあけて
みると非常に設計図がたぐさん入つて
いる。こういう不便がたぐさんある
が、そこをよく運営すればよろしいと
いうことまで承つたのであります。し
からばお聞きしたいのであります。い
ゆる電気の施設に關して、今言つた
沈黙時間とか何とかいうものが、該當
するかどうかということが一点であ
ります。つまり無線ならば、條文など
もつと簡単にできたはずであらう
と言われたことと考へた場合におい
て、第一にあなたの言われる電氣設備
とか條文の中に、そういう不必要な
わゆる第一、第二の沈黙時間という
のが入るのかどうかお聞きした
い。

○小松公述人 松本さんからの御質問
に對しまして、私は技術の部門に入つ
ておるうちに今お話がございました
が、もちろん技術者であります。しか
し私は船舶通信事業についてはほとん
ど十分な話を伺つたことはございま
せんし、もちろん経験もまづたござい
ませんので、どういふ程度の必要性が
起るのか、私十分に存じておりませ
んから、お答えできないわけでありま
す。

○松本(善)委員 はなはだ不本意な
お答えをいたして不満足であります
が、知らないのではやむを得ないと思
います。しからば小松さんにまたお尋
ねしたいのであります。あなたが言
われた中において、つまり電波法とい

うものは非常にやつかない、もうがん
じがらめな法則である。もしも無線
として規定するといふ場合において
は、簡単な規定で済むのじやないかと
私は受取るのであります。しからばこ
の條文におきましては、たいへんこれ
は多いようではあります。電波法にお
いても無線設備にはどういふことが
かんじんであるかといふことを、簡単
でけつこうでありますから、箇條書
に言つてもいい。これは将来におけ
る参考にも非常になると思ふし、ま
だ成立してないものであります。ま
だかひとつ御親切にその点答えて
いただきたい。

○小松公述人 きようは、一番最初に
委員長からお話ございました。よう
に、われ／＼公述人はその専門的な立
場において、また十分なる経験に基
いた意見を言へといふことでございま
す。もちろん私が先ほど申し上げま
したことは、すべて放送技術の立場から
申し上げた言葉でありまして、あるい
は私の全然専門外の分野の條項に關し
ましては、批判を申し上げた意味では
決してないものでありますから、その点
御了承願ひたいと思ひます。

○松本(善)委員 小松さんはなか／＼
技術といふことによつて、何とい
うか、ごまかすといふような精神がある
らしいのであります。私は委員長長
の意思に反しないといふことを申し上げ
るのであります。委員の質問に對して
は、公述人は良心をもつて率直に答
えねばならぬと思ふのであります。私に
反問するといふことは、はなはだもつ
て規定外のことであるからして、そ
ういふことは私は受取らないのであり

ます。しかしながらあなたが言われた言
葉の中に、いわゆるラジオのケースと
いうものをおとりになつて、しばしば
設計屋さんのごとく言われたのであり
ますが、われ／＼しろろとの知らない
言葉を用ゐられることは、はなはだも
つて迷惑千万なのであります。従いま
して電波法といふ法律そのものに立
つて、電氣設備とか電氣關係のものは
筋合いのものであり、無線といふもの
をもしも定義するならば、どういふ
ことがこの規定にあるのだといふこと
を、お示しになつてもしかるべき
だと思ふ。

○小松公述人 ただいまの御説明で非
常によく御質問の趣旨がわかりました
ので、そういう点全部に相當するかど
うかはわかりませんが、お答えいたし
ます。先ほど無線設備といふ定義が法
案の中に明示されておりますが、私は、
解釈によりましては非常にその範圍が
広がるだろうと申し上げたのであり
ます。これは放送の方から考へま
すと、具体的例で申せば一番おわかり
だろうと思ひますが、ちやうど東京の
放送にいたしますと、川口に放送所が
ございまして、放送会館は演奏所
でございます。この放送会館の演奏所
にいますスタジオ、マイク、フォン、ま
たそのマイク、フォンからいへば、な
増巾機を通して電波を大きく
して、これを中継所に通し、川口の放
送所に送りまして、電波にいたしてお
るわけでありまして、ここで無線設備
といふものは、川口の放送所に相當する
部分が無線設備でありまして、放送
館にありますが設備は無線設備ではない
といふふうな考へるのであります。

もう一つ例をとりますと、明治神宮の競技場なり、あるいはまた歌舞伎座なり、そうした劇場等からスタジオ外中継放送をいたしますが、これは従来の法律によりまして行われておりました。今まではそうした設備まで、すべて放送設備と称するものは一切放送局の施設の中に入るといふに扱われておりました関係で、一々スタジオが、中継をやりやす都度、それに書類を提出いたしまして、その都度検査を受けておたのであります。これは電波法の趣旨から言うならば、まったく必要もないと私は解釈しておるのではありませんが、そういう点を明確にしておいていただきたいという意味で、先ほど申し上げたわけでありました。

○松本(善)委員 はなはだ失礼であります。もう一つだけお尋ねしたいのであります。そういう考えからして、電波法の百七条をこらへていただきたい。こういうことが書いてあります。「無線設備又は第百條第一項第一号の通信設備によつて日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を發した者は、五年以下の懲役とあります。無線設備」といふものの個々の考えであります。この百七条におけるところの効力条件を、あなたはどういう考えからこの條文をお考えになるか。技術的な面ではないですが、参考のために聞きたいと思ひます。あなたの方の技術的な面が該当するのは、どういふものであるかといふことをお聞きしたい。

○小松公通人 これは放送の場合におきましては、ただいま申し上げました東京の例によりまして、川口の放送施設が無線設備でございますから、その

放送を行います場所が、かりに会館の中、スタジオから行われても、その内容が川口の無線設備によつて電波になつて外に出されるわけでありまして、そういう場合には当然この條文は適用されると思ひます。

○松本(善)委員 これで一応小松さん、紺野さんに対する質疑を終りました。次に、お尋ねしたいのであります。あなたのお説によりまして、全国選挙管理委員会の例によつてやられた方がよいというのですが、私は委員長というものを特記してここに設けたことは、いわゆる選挙管理委員会の互選によるというところは、あなたの方学者という立場からどうお考えになるか、お尋ねしたいのであります。

○鶴岡公通人 これは大きな違いはありますが、もう一つだけお尋ねしたいのであります。なるだけ内閣から独立させるという方法を、委員長も内閣総理大臣が自由に任命するといふ形、むしろ議院の同意といふこともありますけれども、方法としてそういう方法が、いかにいいかという意味であります。

○松本(善)委員 この無線放送といふことに對しては、公共性といふものを十分に發揮する、いわゆる文化事業であり、言論機關でもある。かく受取れたのであります。その際において政

員会制度が、そこに生れて来るのではないかと思ひます。そこであなたの言われておることが、最後に何か矛盾したように考えられますが、たとえば一方において文化機關である。しかしまたそれが公共性があるのだ。しからば不偏不党の原則に立つて論議をしなければならぬといふのは何であるか。最後に政界の役員まで問題にすることはあるまい。監理委員会ももちろん国会議員でよろしいのではないか。経営委員会といふものには、あなた

の最初のお言葉とあつたのと、ちよつと私がありまして、その点あるいは私が頭が悪く、浅学非才のよつて来るところから本能的に御説明願ひたいと思ひます。

○鶴岡公通人 政界の役員、政界の利益といふものを一番念頭に置いておる人だと思ひます。ただその公共の利益といふものを、いかにしてはかるかといふことによつて、各政党がわかれておると思ひます。そこで一つの政党の者だけが、委員全体を独占することはいけません。これは制限がござります。しかし政治的にものを考える人が委員になることは、公共の利益を決定してそこをなわなと考へておられます。

○松本(善)委員 これで終ります。○田島(ひ)委員 紺野さんにお尋ねします。各専門の方が専門のお立場からこの法案に御賛成なさつておられます中で、紺野さんが一人、文明の利器はだれでも自由に使える。それがこういふうがんにがらめといふ、な法律によつて縛られておると、大体においてあ

まり御賛成でないような御意見を伺いました。私どもこの法案を見ておりますと、非常になか／＼専門的でむづかしいのでございまして、おそろしくこの電通委員の中でも、この法案をずつと初めからしまし、おそろしくこの電通委員の中でも、この法案をずつと初めからしまし、おそろしくこの電通委員の中でも、この法案を

法案を見ておられます。機械をつくる人、あるいはそれを利用する人、従事者、それ／＼の立場に非常に利害がある。私どもは、私は非常に重大な法案だと思ひます。ところが一般の人は、この法案が専門的なもので関心がない。私が見ておりました、わからぬところがある。まだ伺いたい点もたくさんあります。まだ伺いたい点もたくさんあります。まだ伺いたい点もたくさんあります。

○松本(善)委員 紺野さんにお尋ねします。各専門の方が専門のお立場からこの法案に御賛成なさつておられます中で、紺野さんが一人、文明の利器はだれでも自由に使える。それがこういふうがんにがらめといふ、な法律によつて縛られておると、大体においてあ

まり御賛成でないような御意見を伺いました。私どもこの法案を見ておりますと、非常になか／＼専門的でむづかしいのでございまして、おそろしくこの電通委員の中でも、この法案をずつと初めからしまし、おそろしくこの電通委員の中でも、この法案を

までの法案の方がいいというお考えでございまいしょうか。その点だけお伺ひしたいと思ひます。

○紺野公通人 私は初めに申し上げましたので、大体においてこの法案には賛成であると申しております。ただ詳しいことは、読んで見ますと、おつしやる通り、田島さんのような御研究の方がおわかりにならないとおつしやるのですから、われ／＼にもやはりわからぬところがある。先ほど橋本さんから私の名前が出ましたので、ちよつと申したのであります。たとえば第二沈黙時間というところとは、わかることばかりです。想像できないことばかりであります。しかし想像しなければならぬ。これは深いわけがあるのだといふようなことを言つてやられて、一般の人にわからぬ。法律はだれでも読むたぬ法律ではない。日本国の法律ですから、こういう事情であるといふ但書、制定当時の事情などは、何の權威もないと言つては少し言い過ぎかも知れませんが、制定当時の事情などにあまり重きを置かないのは、これは憲法初めからゆるものがあるといふのであります。ですからその点がおかしいといふのであります。なぜかわからぬような、漠然としたものを法文に出して、第二沈黙時間何分間、こう／＼／＼だからこうだといふ。もつとも八十三條に聴聞を行うといふことがありまして、この中に第二沈黙時間を定めるというのがあります。なぜ定めるのか、それがわからぬうちに法文が出て来て、八

十三條の聴聞をやる。それが道ではないかというのです。そういう細目につきまして、先ほど申しましたように、んじがらめがあまり多くて、私新聞社でございまして、新聞の例を引いたわけでありまして、百万の発行部数の新聞と五十万の発行部数の新聞とで、いろいろ条件をかえるやり方はおかしい。百万の新聞も五十万の新聞も二十万の新聞も、新聞である。それを差別をつけるような、手数料がどうの、罰金がどうのというのが、どうもふに落ちないというのでありまして、法案全体につきましては、実は賛成でありませうけれども、それ以上に言うほどの知識を持つておられないのであります。大体見ましてごもつともだと思つて度だろうと思つてます。(笑聲)ですからふしぎと思つてるところだけを並べたわけでありまして、全部に対しては残念ながら賛成であると思つてくらの程度でございます。(笑聲)

○辻委員長 暫時休憩いたしまして、午後一時半から再開いたします。

午後一時五十一分開議

○辻委員長 再開いたします。

引続き電波法案並びに電波監理委員会設置法案について、公述人の方から御意見を伺います。安田英一君に願います。

○安田公述人 私は無線機器工業会の安田でございます。通信機械の製造業界を代表いたしまして、電波法案並びに電波監理委員会設置法案につきまして、意見を申し上げる機会を得ましたことを、非常に感謝しております。大正四年に無線電信法が制定せられ

まして、今日までにすでに三十五年も経ておるのであります。この間に昭和四年、その一部が改正はせられておりますが、その後のいろいろの附則も出ておりますが、進歩のきわめて目ざましい電波科学に關しまして、この古い法律をもつて今日まで管理行政を続けて来られたような次第でございます。先般の國際電氣通信條約に加盟されたり、あるいはまた今後國際間の連絡協調が必要となつて参ります。それからまた技術の進歩に従ひまして、各方面に電波の利用というものがますます盛んになつて来ると思つております。それでこの電波を權威あるかつ強力な国家管理にまつことは、當然でございます。今般電波法案その他關連の二法案の立案を見ましたことは、まことに同慶に存する次第でございます。その趣旨につきましては、全面的に賛意を表する次第でございます。私たちが電氣通信機械の製造業者にとりましては、この法案の内容を見まして、これといつて反対するような箇所はないのであります。われわれが最も感銘を持ちますのは、この法案によりまして、この法案の條文そのものよりも、この法案によつて今後制定せられます附則や手続でございます。従来におきましては、主として官庁の独自の立場から制定されたようなのが多いのでござい

ますが、これらの條件とか、基準等に關する規則や手続が、この法案によりまして、今後は聴聞によつて、一般利害關係人の意見を求められるようになつておりました。場合によりましては異議の申立ても、告訴もできるようなことになっておることは、これは非常に民主的な線に沿つたものであらうと思つて、

て、この後はこの点に關して運用の面において、万全を期してもらいたいと思つておる次第でございます。特にお願いしたいのは、公聴会とか聴聞会とか申しまして、一方的に意見を申し上げるのではなく、座談会とかその他の方法によつて、お互いに意見を合はせて、議論をする機会を設けていただきたいと思います。さらに一層円滑に行くのではないかと存する次第でございます。

その他條文の二、三につきまして、氣のついた意見を申し上げたいと思つておる次第でございます。これは午前中においても問題になつたようでありまして、従来は永久であつたものが、この法案では、一般無線局については五年、放送を主とするものに対しては三年になつておられます。これは國際通信會議が五年目に開催せられまして、各種の條件が変化する、あるいは技術の進歩というものがございまして、一般無線局の五年というのには妥協と考へるのであります。放送局の三年というの

は、数字的に根拠のないのでございまして、先ほど安田公述人が述べましたように、民間の放送局に対しては少し酷ではないかと考へて、これは一律に五年にしたいといふたらどうかというように考へておる次第でございます。それから第二十六條に、周波数の割當に關することがございまして、現在日本放送協會に割當てられております周波数を見ますと、このままでは民間放送に對して割當する周波数というものは、非常に少いように考へられるので

あります。公共放送に比べて、保護する面が非常に少い。民間放送に對しましては、せめて周波数の面からだけでも育成できるように、現在の放送周波数に對しまして、全面的に御破算されまして、再配分されるのが至當ではないかと考へておられます。

なお民間放送が許可されますと、従来の受信機の中で混信を起すものがある。そして聴取者に受信機を改造させ、あるいは新しく買つて、負担を重くするといふような議論がございまして、これは周波数の選び方、あるいはその電力の大きさによりまして、こういう事態も発生すると考へられます。

もと／＼わが国におきますラジオ受信機といふものは、欧米各國におきましてはもうずつと前から製作しておられ、おもちゃのごときのものでありまして、どうしても今後はいづゆるスパー級のものにしなければ、技術の発達もなければ、あるいは輸出の面においても非常に不利なことが生ずるのでございまして、なお現在のところは、いづゆるスパー受信機といふものは、國民型の受信機に比べて五割くらい高価になつておられます。しかしこれは今後の増産と、あるいは技術の進歩の面で、相当程度引上げる成算を持つてい

るのでございまして。次にアマチュアの無線に關する件でございまして、これは第四十條に、ごく簡単に定義づけられてゐるに過ぎません。このアマチュア無線といふもの、それ自体は、學術的に申しまして、技術的にも水準が相当高いものであるといふことを申すことはできないのでありますが、これを行つてゐる人々とか、あるいはその周囲の人たちの科学

技術工業などの関心を非常に向上しますとともに、國際親善の寄與とか、あるいは災害時の非常通信として、育成しなければならぬものでないかと考へるものであります。この法案によりまして、多額の免許料あるいは検査料を個人に負担せられて、かつ高級な周波数測定装置をつけなければならぬように、規定されてゐるのであります。が、これはアマチュアに無線をやるという、まったく禁止的なものであると考へられますので、この点をもう少し／＼相當な人ならばだれでもやれるようなふうに改訂されることを、希望いたします次第であります。

それから第四十四條の、無線従事員の免許の有効期間でございますが、従来無期限のものが、本法案によりまして、免許の日から起算して五年となつておられて、無線従事員諸君に對しては非常に氣の毒になつておられます。これは高級公務員さんえまただいまは試験を受けなければならぬといふような状態でございます。無線従事員諸君のごとく、きわめて特殊な技能を必要とします場合において、人命の安全に關する業務を行つておられる仕事に對しては、五年目に再選考されるのは妥當でないかと思つておられます。が、ただ再選考に對しましては、この以下の條文にあるように、従来の経験

を十分に勘案し、かつ同時に、かかる重要な任務を持つておられる無線従事員に對しましては、その待遇に關し別途に何らかの御考慮を拂つて、安心して仕事のできるようになつてほしいと思つておられます。次に電波監理委員會の設置法案に移るのでありますが、第四條第十五号

に、技術の研究調査にすることが申し述べられておりまして、委員会においてみずから行うことを不利と認める場合には、これを海外の研究機関に委託することができ、こういうようになつておるのでありますが、この項につきましては、さらに監理委員会の方で積極的に、部外の研究機関の育成と利用をはかつてもらいたいのであります。その一例として申し上げますが、現在テレビジョンの研究をやつておりますが、これは日本放送協会もやつておられますし、われわれ無線機器工業会の会員でありますメーカーの二、三が、非常に経営の苦しい中で、わずかな研究費をさきまして、細々とやつておるのであります。進行も非常におそく、かつ効果もなか／＼上げ得ないやうな状態であります。新聞でござらんになつたかと思ひますが、新型電話機といふものがござります。これは従来の電話機よりも非常にいい電話機であるといふことを、先般もいろいろ新聞その他で発表されておりますが、この電話機は先般電通省の電気通信研究所で指導されて、四、五社のメーカーの研究機関が分担研究をされて、統合されてできたものであります。その性能も、タバコのピースと違つて、ほんとうに国際水準であると考えるのであります。またその研究の速度も非常に早いのであります。テレビジョンに關しましては、今後の進展といふものは、私が申し上げるまでもないことではあります。今後監理委員会におかれましては、新型電話機の例になつたやうな方法で、十分研究費をおとりくださつて、むだのない、効果を早く上げるやうなことに、民間の研究機関に臨んでいただきたいと思つておる次第であります。

最後に、電波監理委員会の委員のこゝについて申し上げたいと思ひます。午前中にもいろいろ委員の選考に關することは議論になつたやうでござりますが、要するに私たちがその選出にあたりましては、真に有能の士を選んであらうのであります。老朽官僚とか、あるいは落選議員の救済委員会なんかにならないやうに、くれ／＼もお願いしたいと思つております。以上をもつて私の公述を終ります。

○辻委員長 次は梅田一正君。

○梅田公述人 私は全国水産電気通信協議会の代表梅田でございます。私は漁業の無線の立場から、若干述べさせていただきます。結論から申し上げますと、この新しい電波法につきましては賛成であります。今まで私どもが私設無線電信規則によりまして、非常に強い束縛を受けておりましたが、この新しい法案を拜見いたしました。今までの私的な方法であると思つて、実は私喜んでおりますが、その内容の一、二の点につきましては、私若干の疑問を持つところがありますから、申し述べさせていただきます。

まず十三條の無線設備の免許に對する有効期間、このうちに船舶は船舶安全法によりますものと、それから漁船の操業区域制限に關する政令によります船、いわゆる千六百トン以下の商船、それから五十トン以下の漁船といふものは、五年目ごと更新しなければならぬといふことになつておりますが、水産の方面における科学の普及と、生産増強のために電波を利用させるといふ面から行きますと、これはやはり無期限であつてほしい、かように考えます。

次は第二十二條に行きまして、無線局の運用を一箇月以上休止するとき、監理委員会に廃止の手続きをとらなければいけないといふことがありますが、漁船の場合になりますと、皆御承知のように南氷洋の捕鯨から帰りますと、約七箇月間といふものは内地ではかの漁業ができないのであります。またかに工船にいたしても、遠洋漁業をやつております。遠洋漁業をいたしましたし、一箇月や二箇月の休憩状態にありますが、普通であります。また一般商船におきましては、海難その他の事故によりまして、一箇月以上休止しておることもあり得るわけでありまして、これを再び免許の申請をいたして、いろいろな御審議を願わなければならぬといふことは、無線機を利用します船主者としたしましてはなほ苦痛である。同じことを毎年々々繰返し、しかもそこいらいふような費用も伴います。こういうことがありますから、この点は漁業の實際といふものを考慮くださつて、一箇月以上といふのを何箇月かともつと長い期間——これははかに船が現実にいいて稼働できないのでありますから、そういう点をおくみとり願つて、もう少し猶予期間を延ばしていただきたいと思ひます。

それから四十五條にありますが無線従事者の免許の更新のことでありまして、これは方々からたくさん問題が出ましたが、その第二項の中で、五年間のうち通算いたしました一年六箇月以上と、それから申請前一年以内に六箇

月以上その業務に従事しておれば、再交付ができるということになつておるやうであります。私は五箇年のうち一箇年間を過去において乗船し、しかも現に無線局に勤めております者、だから一年と何箇月と定めなくてもいいから、現に無線局に従事したておる者、この人たちは再びやろうといふ意思もござりますし、また雇用しておる方面からいいますと、このりつばな人を自分の会社なりあるいは事業体において活躍させたいと思つて、いつか出してきた人も多分おると思ひます。から、こういう人のために、再び国家試験を受けなければ免許がいただけないといふことでは、過去一年間乗り、そして現に何日でもいから乗ら、あるいは何箇月でもいいから乗つておれば、その方には免許の再交付をしていただきたい、かように考えます。

それから第百三條に検査の手数料と云ふことがありますが、これは私漁業の立場から申し上げますと、下に重く上に軽いやうな感じが非常にいたします。漁業はいかに電波を有効に利用して増産に励んでおるか、これは皆様よく御承知の通りであります。こういうつた要するに無線科学を極度に利用いたします小規模漁船におきまして、検査手数料あるいは申請手数料、ないしはわずかな周波数を変更いたしましたために許可を受ける手数料といふやうなものは、なるべく軽減していただきたい。それから申請いたしますにも、小規模業者になればなるほど、いろいろ書類上の手續が不備になりまして、かえつて法に縛られて違法者も多く出す結果になりますから、何分親切にお

取扱願うやう、法の方をお考え願いたいと思ひます。

次に、電波監理委員会設置法の方に参ります。監理委員は広い知識と経験を持つておられる方が総理により任命され、しかして同議院の同意を得なければならぬといふことになつておりますが、広い知識と経験と、この分野におきまして電波を多く利用せんとする企業体の事業を相当に認識しておる者で、しかも電波に對してある知識を持つており、なおかつ公平な方、この三つを御勘案願つて、そういう方々をなるべく御任命いただきまことにお願いいたします。

○辻委員長 次は大河内公述人に願ひます。

○大河内公述人 私大河内正陽でございます。私はかつてアマチュア無線をやつておりました一員といたしまして、また大学で無線の実験をいたしてゐる立場で、主として実験局、アマチュア無線といふやうな観点から、法案について意見を述べさせていただきます。と思ひます。

現行の無線電信法は、ほかの公述人からも御意見がありましたやうに、電波は元來國家といふか、政府のものであつて、各人に許してやつておるのだといふやうな考えからつておるのだやうな気がいたします。そしてその法律が一度できまして、だん／＼世の中が進歩して状態がかわつても、われわれの力ですぐに改めることは非常に困難な状況でござります。今度この電波法案が提出されまして、そういう点が相当改まつて参りましたことは、喜ば

じいこととでございすけれども、なお昔の考えが全部ぬぐい切れていないという感じを受けます。

この法案は、技術の大綱あるいは行政的な面の大きなところをきめるといふ趣旨で立案せられたものと思ひます。が、それにしてはあまりにこまかいところまで及んでおる。そしてこの法案は、一般の無線局にすべて通用するよう書いてありますが、個々の無線局を考えたときに、必ずしも当てはまらないようなことが規定されておるところに、一番大きな不満を持つてございす。

そういう例を引きます前に、アマチュア無線とか実験局の性格をお話しいたしますと、実験局というのは、実用に供する前に学術的ないろいろの研究を、学校なり会社の研究所でやるものであり、アマチュア無線と申しますのは、これは実験研究という面もございすけれども、あくまで個人的な興味から出発するもの、そして各人の興味でいろいろをやつて行くことが、先ほども申しましたように、国際親善であるとか、技術者の養成であるとか、あるいは非常時におけるアマチュア無線の活動、そういう公共的な役に立つて行く。あるいは先端の技術を個人が興味で取入れてやつてみる。実用化の一番先端を切るということもある場合にはございす。そういうわけでこのアマチュア無線というのは、国際的にも権利を與えられ、周波数を割当てられてゐるわけでありす。

こういう無線局の立場として考えますと、まず工事の設計だとか、あるいは機器の検査、免許というふうに、非常に厄介な手順をふんでゐることと

ございす。これは戦争前の例で申しますと、早くて六箇月、長いのに一年もかかるというありさまで、これではせつかくやろうとする興味もなくになりますし、また実際の進歩も非常におそくなるということがございす。

これを法律では各無線局について一律に規定してございす。たとえば六條あるいは八條から十二條、十四條、十七條、十八條というような規定は、すべてそういうこまかいことを含んでゐるわけとございす。そういう特殊な立場もございすから、そういうものについては、たとえば電波監理委員會規則で定めた簡易な手続によるというやうな一條を追加されたならば、非常に運用が楽になるではないかと思ふ次第であります。これが、たとえば現行法の七十三條を見ましても、ある場合には検査を省略できるということが書いてございすのに、今度の法案ではまったくその言葉がないという点は、むしろ逆もどりのやうな感じがいたします。

それから周波数の測定装置について三十七條の規定がございす。この規定を厳格に守ろうといひますと、ざつと考えましても十萬元以上の金がかかるので、実験だけをやつてゐる局あるいはアマチュア無線局は、そのやうな金をそれに充てることは不可能な状況でございす。これはまた周波数の点でも、ほかの無線と違ひまして、たとえばアマチュア無線では、何キロサイクルから何キロサイクルという巾をもつて國際的に與えられてゐるものであります。現在この國におきましても、その間に非常にたくさんその局が電波を出してありますから、その

うちでは波長の選定は自由ということになつてあります。従つてほかの無線局のやうに、ある周波数に對して何%の誤差というやうな規定は不適当でございまして、その周波数帯の両端だけをはずり押さえることが必要かと存じます。また周波数計につきましても、そういう技術的な條件を満足しさえすればいいわけとございまして、こういう点に關しても、たとえばアマチュア無線局に備へつける周波数測定装置に關する規定は、電波監理委員會規則で別に定めるといふやうにしていただきたいのであります。一体にこつこつ法律の、公共の利益のためにつくられたものでありますにもかかわらず、以前では規則できまつておりました検査料とか、あるいは試験の検査料というやうなものにつぎまして、多額の料金を徴収するといふことを、法律で明確に規定してございす。これは現在のやうに物価の変動しますときに、法律の上でなぜこつこつとまで規定しなわけばならぬかという感じを受けるわけです。特に個人的興味で行います場合に、何万円はもちろんのこと、何千円もそういう検査料その他にとられるといふことは、實際上は禁止的な法律になつてしまふやうなことを感ずるわけとございす。

初めにも申しましたように、みんながこの電波を利用して行くのに、いかにみんなのためになるやうになるかといたう立場で、法規、法則をつくつていただく。それからたとえば今後國際的なやうな會議が開かれるのであります。そういう際にこれは監理委員會の委員の問題になつて参りますけれども、いろいろな立場の者が無線を利

用してゐる。そのときに各人の立場をみんな理解して、國際會議に臨んでいただきたい。現在までの現況では、だれかお役人が行く。そのお役人の特殊な立場における声しか國際會議には伝わらないといふことは、非常に問題でございすから、そういう点で監理委員會は十分な各層の理解を持つた人が選ばれることを希望しておきます。ごく特殊な立場で申しますけれども、私の公述はこれで終ります。

○辻委員長 次は黒川邦三君にお願いいたします。

○黒川公述人 私、日本船主協會の黒川でございます。今回國會に上程されました電波法案につきまして、一言意見を述べさせていただきます。

船舶の無線通信士の定員、あるいは免状、資格といふものは、従来私設無線電信電話規則並びに船舶職員法によつて定められておるのであります。實際に當つております船舶所有者の立場から言ひますと、非常に不便を感じていたのであります。従ひましてわれわれとしましては、この船舶無線通信士の定員、資格、免状等は、それ／＼の法律にわかれて規定されるのが当然と考へて、一日も早く統一された法律の作成されるのを希望して参つたのであります。そしてこのたび電波法が制定されました、船舶職員法の改正と相並行的に、従例の弊害を除くやうに強く要望して参つたのであります。が、船舶無線通信士の資格、免状につきましても、電波法においてこれを制定する。また定員につきましても船舶職員法において制定するといふやうにはつきりときまひまして、そのもとに法律がきめられることになつたのであります。

すが、しかしながら電波法はこのたびの國會に提出されますが、これと並行的に審議されなければならぬところの船舶職員法は、今回の國會に提出されないのであることを聞き及んでおるのであります。そうしますと双方の法律に縛られておつて、法の円滑な実施を非常に阻害することは、依然として継続するものと考えられるのであります。

そこで實際にこのたびの電波法案を拜見いたしますと、無線通信士の資格は電波法において規定せられるといひますけれども、實際に無線局の長のみの資格しかきめられていないのであります。二名以上乗船する場合の次席、三席の資格は、どういふ資格を持つたらいかにといふことが規定されてないのではありません。その点、船舶職員法の審議會におきましても、電波法案において規定されない場合は、實際の運用の面にあたつて困るから、これは船舶職員法においてきめてはどうかという意見も出されたのであります。が、電波法案の方におきましては、必要があれば船舶職員法の方においてきめられてもさしつかえないといふやうなこともあつたやうでございまして、船舶職員法においてその資格の制定の不備を取入れて規定せられるということになりまして、その船舶職員法が今回の國會に上程されないといふことになりまして、運用の面においてははなはだ不都合が多かるやうと考えますから、ぜひとも今回の電波法と並行的に、船舶職員法が審議されまして、無線通信士の配置あるいはその職務に従事するのの不都合のないやうに、円滑に法が運用されることを希望するもの

次に法案の内容に立入りまして、いささか意見を述べさせていただきますと思います。今回の法案の無線通信士の配置であります、例をとりますと、たとえば貨物船につきまして五千五百トン以上の場合には、実際問題として国際法では一名で足りる。現に諸外国では一名であるところを、電波法案によりまして三名を必要とするのであります。しかしながら現在の日本の船舶におきましては、緊急自動受信機の設備がないために、同機による聴守の義務を果すことができないのでありますから、現状やむを得ないとは考えますが、緊急自動受信機を装備した場合には一名減する。いわゆる国際人命安全條約で定められてあるように、法律を改正していただきたいと考えます。

次は法律の第四十條に書いてありますところの、無線従事者の従事者の範圍であります。電波法案によりますと、二級の無線通信士の従事範圍は、國際通信の操作については、第一級無線通信士の指揮のもとにおいてのみ次席と

して行くことが出来るということになつておりますが、従来近海区域を航行する千六百トン以下の船舶では、二級通信士が主任通信士として従事することができたのであります。従つてこれらの船舶には、相当多数の第二級無線通信士が主任通信士として乗船している現状でありますので、電波法案の実施によりまして、これらの者は下船を余儀なくされ、ひいては船舶の運航に支障を来すことに至るおそれがあるのであります。ぜひとも二級無線通信士が、ただ単に国内通信のみならず、隣接国を航行区域とする船舶の無線通信士については、通信長となることができるといふうちに、御改正を願いたいと希望するものであります。

それから第五十條の通信長の配置であります。通信長として相当の経験を

も船舶の運航を阻害することがあつてはならないと考えるものであります。と申しますのは、電波法案によりますと、第一種局の通信長は第一級無線通信用士としての実歴が四箇年以上なければならぬこととなつておりますが、従来の規則からいいますと、單に無線免状受有者で三箇年以上の実歴がなれば

ていただきたいと思うのであります。次は法案三十一條の、周波数の測定装置の備えつけであります。三十一條には「電波監理委員会規則で定める送信設備には、」云々となつておりますが、この電波監理委員会の規則というのは、おそらく現行の無線電信電話規則の第二十八條に定められてあるところの、送信設備に適用されるものと考へるのであります。この点国際條約におきましては、船舶の送信機自体が規定の周波数許容偏差以内に保つよう調整できないときにのみその許容偏差の

女は先ほどお話の出ました百三條の、無線設備の手数料の問題であります。従来無線設備の検査は、すべて無料であつたものが、本條においては有料となつておりまして、法をもつて無線電信の備えつけを強制するところの強制船舶の無線装置に対しては、当然関係官庁において検査を行う義務があると思われ、検査料金を設定された点

船舶所有者の立場から見て、以上断片的でございましたが、私の希望を述べさせていただきました。

○辻委員長　次は宮入鎮君にお願いいたします。

○宮入公述人　電波法対策委員会を代表させていただきます、これから公述に移ります。

戦争放棄という画期的な條項を持つ新憲法のできたありがたい御代に生きたことを私は感謝し、同時にこの電波法案が、行政組織としては委員会制度をとり、衆智を集めて、一方的な官僚

て、この法案を拜見していただきま
すときに、どうもたいへんうらはらな
感じを持つたというのが事実でありま
す。先ほどもどなたか公述の方が言つ
ておられましたが、こゝも縛らなくて
はできないのか。こんなによく規則が
できるものだというような御発言があ
つたようでありますが、私も事実これ
を拜見していただくと、これは電波

であります。こうした形でなければ、こうした文化財の、公共性のある、国際性の強い電波が利用、運用できないのかということになると、かなり疑問があるのではないかと。それともこうしなければならぬような他の目的が存在しているのか。われ／＼は今の状態ではよくこの点が判断できぬ。おそろしく立案当局及び賢明なる常任委員各位は、おわかりになつてゐることを思うのであります。

この法律が一昨年二十三年に起案された當時には、戦後の混乱から、

電波の規制が充分なもので、不法発振等、好ましくない事態が生ずることは、従来法規では十分である。新しい法規をつくつて新事態に対処して、電波の利用を公正、能率化して行かなくてはならぬというようなお話を承つたのであるが、当時立案する当局のお考えは、この取締りの対象を客観的な事態、たとえば設備とか、技術とか、機械とかという面、及び国自体が混乱している時代の中に、その事実を発見するという努力がきわめて不足でありまして、これは単にその設備を操作する無線従事者の質の低下、アプレゲールの通信士がこれを操作するから、こうした不祥な事態が生ずるのだという、非常に警察観的な面からこれを評価して、この通信士を取締ること、この通信士にげんこつを與えることだけで、電波の不法発振や、規制の乱れは救済得るという建前で立案されたのであります。そのために各界、各方面から、労働者の生活権とも結びつきまして、猛烈な官僚独善に対する反対運動が起きて、これは一応白紙に撤回するということにまでなつたのであります。その後当局も相当考慮されました、利害関係者、受益者、その他一般の立場においての人々の衆智を集めて、この立案過程の中に、よき民主的な要素を盛り込むというのを声明され、われ／＼もそれを期待しておつたのであります。けれども、いろいろ事情からか、きょうあつたと延び／＼いたしまして、遂に何だか私生児でも産むかのごとく、こそ／＼この法案が国会に出てしまつたのであります。私はこの法案のこうした成り行きで国会に

提出された姿につきまして、はなはだ悲しむとともに、この法案自体の今後の運命につきましても、まことに悲しい予想を持つものであります。私は大体法案に對しましての感想的なものをこの辺にとどめまして、具体的な内容に入りたて存じます。この法規は特殊な法令でありますから、先ほども、わからぬがどうするのだというような話で、事実われ／＼みたいにこの法案と生活自体が結びつけられ、生活権自体を保障してはならぬけれども、無線従事者の立場からいいますと、この公聴会の空気に申しますか、感ぜております。勢い言葉も同じように専門語になると思ひますけれども、委員各位におかれましては何とぞ御辛抱願つて、わからない点は御研究いただきまして、直接にこの法令によつて生活を守らなければならぬ通信従事者の立場を、御了解願ひたいと思ふのであります。

私はこの法案にまず反対でございます。この反対の理由を二つに便宜上わけて申し上げてみたいと思ひます。第一は、この法案はその法律目的の中で、公共の福祉を増進させることをうたつてあるものであります。当然うたつべきことをうたつたのであります。ところが、しり抜けとなつてゐるのは法文の内容でありまして、公共の福祉を増進させないのみならず、あるいは福祉を阻害するやうな内容を盛り込んであることについて、二、三例を示して反対するのであります。第二は、この法案は電波の利用方法について、公平かつ能率的という目標を置いてあるにか

かわらず、電波の利用の実現の前に、直接電波の価値を生産する無線従事者、すなわち労働者の立場を納得行くやうな形を處理してゐない。電波の価値を生産するものが納得しないやうな形で、電波の利用を実現して、公共の福祉が増進されるものであります。よくお考えになつていただきたい。こうした立場から、この二つの点を基本といたしまして、二、三の例を引いて皆さんの御了解を求めたいと思ふのであります。

この法案を見ますと、かなりの部分が船舶の無線局について規定してございまして、先ほど来電波は文化財——まことに放送というものが皆さんの頭の中に入つておられますために、電波といふは放送といふジノムに聞えて参ることと思ふのであります。この電波といふものが、どんなに人間の命と直接に、または莫大な財産と直接に關係しているかという理解の上に立つた御議論は、たいへん少かつたように思ふのであります。ここに申します船舶無線に係する、大きな財産に關係する要素として登場してゐる。電波のおそらくは、文化的というやうなまやかしなものではなく、生理的な、本能的な大きな課題が、この船舶無線に與へられてゐるというのを御理解願ひたい。これはもちろん海上の人命保全の條約、特にロンドン條約と申します。それから國際電氣通信條約、A・C條約、これらの條約に當然こうした義務があらまします。これを国内的に裏づけるために、電波法で規律してゐるのでござい

ますが、そも／＼放送のできる前までは、無線といふは船といふことを連想したほど、それほど關係が深かつたのであります。いつの間にか無線は放送に奪われて、船舶無線という問題については、非常に關心が薄くなつたといふのが現状であります。こんな電波の利用について深刻な目的を持つ船舶無線のことでありまして、これはもう少し真剣に取上げていただきたいと思ひます。ところがこの法案を見ますと、船舶の安全装置として、または船舶の乗組員の命を託する装置として登場してゐるこの装置に對しまして、この法案の規定をそのままのみにいたしまして、はなはだその生命の保障、財物の保障という面において、欠けてゐる点があるのであります。

まず三十四條をごらんいただきますと、三十四條は、船舶無線の補助設備は、義務無線または義務無線でも、漁船は予備装置なしでもよろしいとは書いてありませんが、予備装置が強制されてゐないことは、その文字ではつきりわかるのであります。今までの旧無線電信法においては、船舶の無線は補助設備を持たなければならぬといふつきり強制してあります。補助設備といふ文字の面から、皆さんどうお考えになりますか、あぶない場所においては、非常装置といふよりは、むしろ、むしろ非常装置と言つた方が、皆さんには非常に感じがよいと思ひます。ただこの非常装置をつけなくても、つけなくてもよい船がある。それは千六百トン以下の船、それから無線を強制されてゐても、つけなくていいといふのは漁船で

あります。私は当面商船に限つてお話をいたします。千六百トン以下の商船には、つけなくてもよいといふやうに緩和されたのであります。この緩和の緩和は、一般的な面での統制の緩和といふやうな觀念を持つてたいへんあります。これは安全に對する緩和、生命の保障に對する緩和であつて、命がけの海上労働者にとつては、これは大切な問題はないのであります。いざという場合に、本装置が動かなくなつたら、命が助からぬといふ場合に、この非常装置がいらないといふのですから、これは海上に命を持つ者にとつては、こんな大事問題は無いのであります。

さてこの緩和規定を受ける船は、一體どんな船かと申しますと、日本の商船隊の中で千六百トン以下のもので、この適用を受ける船が五〇%、二百七十二隻であります。この中には皆さんもかれ／＼お耳に入つておられるやうに、俗に箱おけ船と言つてゐる船がある。なぜ箱おけ船と言ふかといふと、乗つたまま地獄か天国に行かれるという悪口から生れた言葉ださうでございます。これが日本にはまだ二百三十五隻もある。このあぶない船が一応予備装置をいらないといふやうの中に入られておられます。たま／＼改型型の話が

出ましたから、もう一つお耳に入れたら、おきたいのですが、この改型型は、今言ふやうに予備装置がいらないといふばかりでない。あとで五十條にも出て参りますが、無線通信士の定員を減づける運用時間の面でも八時間と規定されて、船主側では八時間労働に切りかえられますときに、現在二人いる通信士

の無線は最低でよいという、まことに妙なロジックになるのであります。こ

海上保安施設は頼むに足らない。機雷は流れる、棺おけ船の船質、こういう

私は三十年の経験の中で、あぶない思
いをするような海難を一度も起した経

ますなと私は申し上げたい。
それから先ほど黒川さんの御公述の

起して、非常の通信を聞くようになつておる機械であります。これと関連し

ては四十條の規定に、聴守員という人
間があり、免状がある。この聴守員と
いうのは、安全信号にだけ耳を傾ける
通信士の制度なのであります。一番初
めに大正の末年から、この聴守員制度
というものが採用された。これも通信
士の不足という点と、船主のふとこ
ろ勘定と合せて採用されたものであり
ますが、これが安全信号、遭難信号、
緊急信号の三種類だけ聞いておれとい
う立場で乗つておつて、これが何にも
ならなかつた。何か人間よりも機械の
方がいだらうというわけで、それこ
そ外国にまわつてオート・アラームが
つづけた。ところがこのオート・アラ
ームが一向働いてくれないという事
実は、私はたくさん知つております。
まだこのオート・アラームのおかげで
人が助かつた。オート・アラームが活
躍した。オート・アラームが有効であ
つたという材料については、皆さんはど
うか知りませんが、私はまだ不敏にし
て聞いておりません。それよりもオー
ト・アラームのおかげでどんな目に合
つたという話は、私はたくさん知つて
おりますから、時間さえあれば申し上げ
たいのであります。外国ではちやんと
使つておるではないかと言われますが
、外国ではどう使つておるか知りま
せんけれども、私が外国の通信士の方
に会つて聞いたときには、少し時間が
離れて十年ばかり前ですが、英国にお
いても、これはオート・アラームでな
い。フルボ・アラームとか、アウト・
アラームとかいわれておる。なぜそう
いう不安全な装置の中で、通信士自体
のあなた方は満足しておるのかと伺つ
たところが、私はマルコニー会社に附
属しておるが、マルコニー会社は機械

を貸した方が、人間を貸すよりも得だ
からしかたがないとお笑ひになつて
おつた。この中にも實際人道の問題と
いうよりも、もつと／＼切實な事をば
ん勘定のあるというところは、見逃さな
いと思ふのであります。

こうしたオート・アラームや聴守員
制度というものが、日本においてどの
んなに役に立たないものであつたかと
いうことは、この法律をおこしらえに
なつた立案者が、実際に身をもつて味わ
い、身にしみておるはずなのでありま
す。にもかかわらずこの新しい規則の
中に、またおめ／＼と登場しておる。
登場しておればこそ、船主はこのオー
ト・アラームを使つて、人を減らせと
いうことになる。しからば皆さんはこ
のオート・アラームに自信があります
かと聞くと、最高当局者でも決して責
任ある御返事をなさらない。この間電
波庁長官に対して、国会共闘委員会の
皆さんがお会いになつたときも、この
オート・アラームは人の代用をするこ
と、そうした積極的な安全性を保障す
るといふふうには考へておらぬといふ
ようなお話があつたのであります。

これはあつたのであります。その程度の御
認識ならば、何のためにこの法律の中
にうたつたのか。むしろもつと人間の
かわりになるような機械ができたとき
に、これを入れてもおそくはあります
まい。私はその意味でこのオート・ア
ラームという制度が、海上の人命と安
全に對して、どんなにマイナスの形
で、まことに不幸な形で、この法案の
中に飛び出しておるかといふことを皆
さんに訴えて、これを削つていただき
たい。また聴守員級の通信士、ただ安
全信号だけを聞いておれば済むといふ

ような通信士がどんなものであるか。
通信士の質の低下即ち船舶の安全の低下と
いうことをおぼしめして、こうした形
の通信士の登場すること、やはり削
つていただけるものなら削つていただ
きたいのであります。

まだ申し上げたいことがあります
が、時間が長くなりますので、以上の
ような理由をも御検討くださるなら
ば、この法律が公共の福祉を増進する
ために存在しておるのだと稱しなら、
公共の福祉を阻害しておる面、ある
は公共の福祉を保障してない面があ
るといふことを、この二、三の理由の
中からもおくみとり願つたものと私は
了承したのであります。

次に私は先ほどの第二段の点を、簡
單に申し上げたいと思つたのでありま
す。この電波の価値を直接生産する勞
働者、無縁従事者の取扱ひを、納得の
行くような形にされないならば、電波
の利用は実現しないであろう。電波の
利用の実現しないところに、公共の福
祉の増進は夢のような話であらうとい
ふことを、先ほど申し上げたのであり
ます。この無縁従事者の取扱ひにつ
いて一応申し上げてみたいと思つたので
あります。先ほどからも出ましたが、こ
の法律案の中に免許の更新という項目
があります。五年目ごとに免許は更新
する。その中で二年半以上の有効実歴
を持たない通信士は免状を取上げら
れ、再び國家試験を受けてもらいた
い、こういつた形があります。これは
一体どういつたところからさういふ理由
になつたかと思ひますと、無縁従事者
は免許を受けた当時の知識を永久に持
つていなければいけないのだ、長くそ
の仕事に従事しないと知識は低下

するから、試験をするのだ。こういふ
建前での制度ができてゐるのださう
であります。私は、知識というものを
もう少し分解して考へてみたい。学校
で習う知識、あるいは免許を受けたと
きの知識や技能というものが一番最高
であるならば、見習い期間はいらな
い、経歴なんていらない実歴なんてい
らない。にもかかわらず学校を出て来
た、免許を受けて来たはずの人が、役
に立たないといふ知識なのだ。これは
今後伸び行くための基礎的な知識なの
だ。実用の世界に出ましては——私は
一つ覚えた三十年も前にさういふ公
式を覚えた。さういふ波長の公式を知
らなくても、ちゃんと目盛りや測定波
器があれば、波の長さを示してくれま
す。私はこんなものを一々頭に詰め込
んでいて、実務に当る場合には、この
日常生活に消化されない知識のゆえに
仕事ができない。知識というものは、
免許を受けたときの知識を実用にな
すといふことが一番大事なのだ。その
実用になすといふのはいけないのだ。
さういふ波長の公式を覚えておる
が、私はこんなわからない話はないと
思ふ。日常生活に消化された知識とい
うものが、二年や三年の間その職にい
なかつたからといつて、落ちるものか
落ちないものか。ここにおる皆さん、
委員各位におかれども、十分御承知の
ことだと思ふ。なおこの場合に私と思
議に思ふのは、長くその職務に従事し
ない場合は、長いその職務に従事し
ない場合とはいふが、従事しない場合
もあるでしょうが、私は長くその職に
に従事できない場合があると思ふ。これ
を想定したであらうか。病氣であれば
その仕事に従事できない。部署がかわ

ればほかの仕事に移るだらう。船員だ
から下船してゐるときもある。準備員
の期間がある。こうしてその仕事自体
に對して従事できないといふ事情が、
社会的な條件で、個人的な事情でなく
起つておる。その事情を何ら濾過する
ことなく、従事しないといふような自
動的な言葉をもつて、これをごまかし
てゐる。われ／＼に従事できない場合
をどうしてくれるのだといふことを言
うのです。こうしたことを考へるなら
ば、二年や三年の間、その知識にい
なかつたから、あらためて國家試験を
する。私は今實際一級の通信士です
が、國家試験を受けるといわれまし
ても、まことに悲しいけれども、私は受
からないでしよう。しかしながら私は
船に乗つて、お前一級通信士として三
十年來の経験を生かしてやつてみると
言われたら、おそらくだれにも負けな
いでしよう。この事実を、この知識
を、この技能を、一体免許といふ問題
を課題にして、どう取上げるか、どう
こなすかといふことを、委員各位に実
際御判断願ひたいのであります。

なお、長く従事できないといふその
事情は、先ほど来申し上げます通り、
四一％も人を減らすような法則をこし
らえたために職場から出て来るとか、
その他いろいろの社会的な事情が合理
化の線に沿つて出て行つて、その合理
化といふものによつて首切らうとして
いる。こういふことを看取するなら
ば、免許が受からないといふ形で、そ
の仕事に従事できないといふ形で、い
かに多くの人がちまたにあふれるの
か、皆さん御想像願ひることと思ひま
す。これは悪條項であります。これは
われ／＼のためばかりでなく、他の技

術士からいふと、船員だ
から下船してゐるときもある。準備員
の期間がある。こうしてその仕事自体
に對して従事できないといふ事情が、
社会的な條件で、個人的な事情でなく
起つておる。その事情を何ら濾過する
ことなく、従事しないといふような自
動的な言葉をもつて、これをごまかし
てゐる。われ／＼に従事できない場合
をどうしてくれるのだといふことを言
うのです。こうしたことを考へるなら
ば、二年や三年の間、その知識にい
なかつたから、あらためて國家試験を
する。私は今實際一級の通信士です
が、國家試験を受けるといわれまし
ても、まことに悲しいけれども、私は受
からないでしよう。しかしながら私は
船に乗つて、お前一級通信士として三
十年來の経験を生かしてやつてみると
言われたら、おそらくだれにも負けな
いでしよう。この事実を、この知識
を、この技能を、一体免許といふ問題
を課題にして、どう取上げるか、どう
こなすかといふことを、委員各位に実
際御判断願ひたいのであります。

術の方の關係の人についても同様のことが言えると思ひますが、これはぜひとも皆さんに削つていただきたいと思ひます。その他三級通信士につきましても先ほど話がありましたし、私はたいへん時間をとり過ぎていますので、かね／＼諸願手續をもちまして皆さんのもとに配つてある書類がございまして、この中に委曲盡して申し上げておきますから、なお一応御検討願ひれば仕合せと思ひます。

元來船乗りで、言葉の使い方になれませんので、皆さんのごきげんを損じたかと思ひますが、かくのごとき悪法が出るか、改正されるか、どうか皆さんの御盡力を願ひたいというに盡きるわけでございまして、御清聴を感謝いたします。

○辻委員長 次は鈴木強君にお願ひいたします。

○鈴木公述人 私は全通信従業員組合の全国電信協議会会長の鈴木でございます。現在対外放送無線電信業務に従事しております。連合国各国の關係通信社、あるいは国内の時事通信、あるいは共同通信、こういうところで編集いたしましたところの新聞ニュースを外國に放送し、あるいは船舶に放送するといふような仕事をやつてゐるのであります。今日は私は国会共闘三十五單座、五百二十万の組織労働者を代表し、かつ長年の間この電波業務に従事して参りましたわれ／＼の先輩の意見も徴し、なおまた私の十数年間にわたる体験からいたしまして、今回上程せられておりますところの電波監理委員會設置法案並びに電波法案に對しまして、反對の意見を陳列いたしたいと存する次第であります。

その前に一言お断りしておきたいと思ふことがあります。私は反對するといふことでございしますが、もちろんこの法案というものは新しい時代に即応いたしまして、電波の適正な運用を期せられるといふことを考えられて、立案せられたものであらうと考えておりますがゆゑに、立案の任に當られました關係各位の御努力に對しては、多とするものでございまして、しかし先ほど宮入公述人からもちよつと述べておられましたように、この立案過程において、私も組合側と關係當局の方々と十分に連繫を保ちまして、われわれの意見も十分入れていたたき、うやうやな話し合いができておつたのであります。これが何かしら、宮入さん

も言われておりましたように、われわれが知らない間に成案化されておつたといふことにつきましては、民主的な話し合いといふことも考えまして、率直に私は遺憾の意を表明しておきたいのであります。しかしながらい／＼／＼な客観情勢も考えまして、私は單にこの法案を撤回しろとか、あるいは全面的に反對するのだといふような考えは全然持つておりません。ただひたすらこの重要な電波行政を規定するところの法案といふものが、より民主的に立法化されまして、今後における万遺憾なき電波行政の運営を念願するため、個々の條文につきまして反對の意見を申し述べたい。かように考えておる次第でございまして、どうかお聞き違ひのないようにしていただきたいと思ひます。

さて私は大体意見といたしまして、同じ立場から前の宮入公述人がいふのと申し上げておりますので、法全体

に對するものと、それから電波監理設置法案と、電波法案と、この三つに大別して申し上げたいのであります。が、余般的の問題については、すでに十分私の言わんとするところを宮入さんの方から申し述べておりますので、簡単に申し上げます。

まず法案の第一條にはその目的といたしまして、「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することに於て、公共の福祉を増進することに於て、この目的に達するものとして、私権の制限を必要とするものとする」とございまして、この目的に達するものとして、私権の制限を必要とするものとする。これは、私も全然異論はないわけでございます。しかしこの理論の上に立つて、今この法案の目的と相反するような事項が、隨所にあることをわれ／＼遺憾ながら見逃すことができないのでござい

ます。すなわち必要以上に管理監督部面、あるいは統制の部面が強化されておられます。また公共事業といふこの本来の性格から見まして、相矛盾するような手数料制度といふものができております。また電波従業員にとりましては、非常に重要なところの生活権を脅かすような免許の更新制度といふ、かような問題があるものであります。こゝういつたふうな規定が、はたして今後飛躍するところの電波事業の発展に於いて、阻害するところの要因になるであらうといふことを、私は憂う一人でございまして、また航行中非常に困難なる條件のもとに、重要な無線通信を取扱う船舶局の従事員の作業條件、たとえば通信室の位置とか、あるいは広さ、あるいはこの業務に携はるるところの従業員の休憩室、こゝういふような非常に重要なところの作業條件

については、何ら法案の中に明示されておらぬといふことは、明らかに片手落ちではないかと私は考える次第でございます。

次は第二の電波監理委員會の設置法案についてであります。その第一点にいたしまして、先ほどからもいろいろ問題になつておりますところの監理委員會の選出についてでございます。これは法案の第六條によりまして、委員は法案の第六條によりまして、委員は長及び委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。こととなつております。さらに同條第三項におきまして、先ほど鶴岡先生からも申されましたような制限規定が設けられてあるわけでございます。

ところが電波といふものは、一秒間にとかく地球を七まわり半もまわるといふやうな、驚異的な電波力を持つてゐるのでございまして、文化國家として再建途上にあるわが國の政治、経済、文化、言論、報道、いろ／＼な面におきまして果すところの使命は、まことに偉大なものであるであります。特に講和條約の機運も熟して参りまして、また貿易が自由化されるといふやうな今日におきましては、國際的な關連においてもますますこの電波といふものの重要性が、高まつて来ておるのではないかと、かゝるやうに考えておるものであります。かゝるごときこの重要な電波行政の總元締めになるのが、法案第四條に示すところのこの委員會でございまして、しかも権限といふものは非常に広汎なものであるわけでございます。まして、もし監理委員會といふもの運営いかんによりましては、國家社会

の消長にも關係して参ることになるのではないかと考えるわけでありまして、従ひまして、もしこの委員の選出が、法案第六條に示すやうに内閣總理大臣が任命するといふことになるならば、これは前から申されておりますやうに、時の内閣の勢力によつて、どうしてもこれは一党一派に偏するやうなことが考えられるのであります。この委員會がさういふ形で運営されて行くといふ危険性が多分にあることを、私は考えるわけでございます。もしそのやうな形になつて、この委員會が運営されて行くならば、目的に於いては、この公共の福祉に關し公正な判断を下すところの委員會の運営といふものは、必ずや不可能なものになるといふことを考えるわけでありまして、

そこで私はこの委員の選出方法については、次に申し上げるやうにぜひ直していただきたいといふことを考えてゐるわけでありまして、それは鶴岡先生もちよつと触れましたが、私はちよつと意見が鶴岡さんとは違ふのでございまして、現在教育委員といふものは公選によつて選ばれてゐるわけでありまして、こゝういふやうな形をこの監理委員會の選挙にぜひ採用していただきたい。そしてこの対象といふものは、電波の利用者によつて、直接公選するやうな形がとれると思ひます。こゝうして民主的に選出されてこそ、初めて何人も認めることができる、こゝの、いわゆる公共の福祉に關し公正な判断を下せる委員が、送り出されるのではないかと、こゝう考へるわけでありまして、そしてこの任期は、国会の御審議におまかせしたいと思ひます。委員長

出は、やはりこうして選ばれた委員の互選というふうな形をとつていただければよいのではないかと考える次第でございます。

次に第二点でございますが、法案第四條に規定しておりますところの監理委員の所掌事務の遂行のための権限でございます。これは第四條を見たときにわれ／＼が直感することは、現在、国家公務員法というものがありますが、あれに基づく人事院規則というものを連想せざるを得ないのであります。こういうふうな、監理委員会の権限がきつめて広汎にわたつておりますことは、無線電信あるいは無線電話はもちろんです。日本放送協会あるいは民間放送会社のことに限つても、この権限が及んでゐるのであります。それで法案第四條にうたつてあるように、権限の行使は、法律またはこれに基づく命令に従つてなされるということがあります。しかしこの人事院規則を連想するときに、法の目的を侵害するような規則が制定されぬと限らない。——制定されぬと言ふようなことは、ちよつと私どもは言えないのであります。て、こつと私どもは言えないのであります。事務はすべて法律に明らかに定めていただきたい。そして法案第十七條によつて規則に制定する部分は、こつと心配がない部分だけをせひやつていただきたい、がよつと考える次第でございます。

これは現在無線通信士の資格は、国際通信條約による嚴重なる国家試験が課されておられ、その試験に合格して初めて資格がとれるわけでありまして、そこで一度試験に合格しますれば、その身分は生涯保障されるというのが現在の姿であります。法案の四十五條によりまして、この現行規定を大巾に改悪いたしまして、五年ごとに国家試験を行ふということになつております。もつとも、五年を通算して二年六箇月以上実務に従事した者、または免許有効期間前一年以内に六箇月以上当該免許の業務に従事した者は、国家試験を受けなくて免許の更新ができるというふうな特例は認めてあります。しかし、もしこのようにして再試験というものが行われることになりましたと、官庁や会社等の事務上、あるいは人事管理の都合上によりまして、実務に携われないような場合が必ず出て来ると思ひます。特に船舶通信士のごとく、現在非常に荷動きが停頓しておりますので、そのために船待ちということが多いため、特例に定められた期間さえ、実務に携われないような場合が起きて来るのであります。このような場合において、再試験を受けるということになりますと、これは無線従事者にとりましては、前途に非常な不安を與へることになります。また無線従事者の生活権を奪つていふやうな、重大な社会問題が起つて来るのであります。わが国において無線通信が行われたのは大正四年でございますが、それ以来今日に至るまで約四十年間、これは無線通信士もいわゆるエンジニアも同じことであります。

すが、世界の無線界におきまして、わが国の無線通信士、あるいは無線技術者の技術の優秀性というものは、非常に高く買われておりましたし、また業務に對しまして、よく規定を遵守いたしまして、忠実に業務を履行して来たのでございまして、この点は自他ともに認めて、またわれ／＼も誇りとしておつたのであります。それをいまさら再試験を行ふというふうなことにすれば、われ／＼としてはどうしても了解に苦しむところでありまして、先般人事院規則で、官吏の試験制度というものも行われるやうになりましたが、あつたふたふたな愚を再びここで繰返すといふことにつきましては、非常に私どもとしては遺憾でございます。どうかこつと見地から、これは全部創設していただきたいというふうに私は考へるものであります。

それから第二点でございますが、法案の第四十條によりますと、無線設備の操作といふものは、二級無線通信士の操作といふものと、あるいは三級無線通信士は二級無線通信士、二級無線通信士は二級無線通信士の操作しなればならぬ。また無線技術士は二級無線通信士の指揮のもとに操作しなければならぬといふやうになつておりますが、この無線操作に対する責任というやうな問題について、何かしつくりしないものがあるものでありまして、二重の責任を負わされるというやうなことがありまして、そつと点が明確になつておられません、非常に困るのでありますから、どうかこの「指揮の下に」といふやうな文句を、従来の形のように、三級無線通信士は二級無線通信士の補助として操作ができてゐるのだといふやうに、修正していただきたいと思つております。

第三点でございますが、船舶無線電信の運用時間でございます。これは先ほど黒川公述人があつたように申されまして、官入さんよりも反対がありましたが、私も黒川公述人の意見にはまづたく反対であります。法の六十三條によりますと、第一種局、すなわち総トン数三千トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トンを超える旅客船以外の船舶、これは四六時中、つまり常時、それから第二種局甲、すなわち総トン数が三千トン未満五百トン以上の旅客船、または総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の旅客船以外の船舶、これは一日十六時間、それから第二種局乙、すなわち旅客船以外の船舶の船舶無線電信局、第一種局及び第二種局甲に該当するところのものを除く旅客船、これは一日八時間というやうに限定されておりますが、これは非常におかしな話でありまして、少くとも公衆通信といふものを取扱うだけ、船舶無線電信の仕事ではあります。海上の保安あるいは人命の保全といふやうな、重要な使命をになうところの船舶局であります。その無線通信といふ本来の目的から言つても、かような制限を加へることは非常に不可解であります。むしろ航行安全といふやうな観点からすれば、トン数の少いところはほどその運用時間というものを長くいたしまして、そして航海の安全を期することは、常識的に考えてもあたりまえではないかといふやうに私は考へておるわけでありまして、それで現在海員組合と船主協会の間に協定が

次に第五点として、法案第百三三條の各種手数料の徴收であります。これはアマチュア無線の方にも関係があると思いますが、法案第百三三條には、六條、十條、十八條、三十七條、四十一條、四十五條、四十九條の各條項によるところの申請、検定、検査、受験、免許の更新といふようなことに對して、手数料を徴收する規定がうたわれておるのでございますが、これは私が最初に述べておきましたように、電波の公共性から見ましても、非常に矛盾するのではないかと。少くとも公共性を保持し、公共の福祉を増進せんとする

うに高等裁判所が一番であつて、上告するところの機会がなくなつてしまふということもありますし、たとえば北海道で事件が起る、あるいは九州で事件が起るというような場合に、一々これは東京高等裁判所まで出頭しなければならぬということになると、非常に問題が起きて来ると思ひます。行政上の手續については、おそろく監理委員会が東京にあります關係上、いろいろ問題はございまいしょうが、とにかく高等裁判所というものは全国にも幾つかあるのでありますから、せめて東京の高等裁判所でなく

第七点としましては、先ほども問題になつた非常無線の取扱ひであります。この非常無線の取扱ひについては、よほど運用の場合に御注意願います。

おりますので、そういう電報の運用が
ちよつと間違ひますと、非常に先送と
いうか、早く送るといふことが、やは
り氣象電報の特質になつております

いは急を要するところの電報が、支障を来すというようなことがありますので、この運用についてはもう少し何とか融通があるように、全般的な通信の運用を阻害しないような形でやれる方

最後に申し上げますが、最初に篠原先生もおつしやつておりますように、私どもがここに参りまして公述するといふことが、ただ單なる公述に終つてゐる可いものならぬ、と人は考へます。

て、ぜひとも私どもが申し上げているこの問題を現実を生かしていただくように、委員の皆さんに心からお願い

○苦米地公述入 前のお二人が電波法案に反対の御意見をお述べになりましたので、つり合ひ上今度は賛成の意見をちよつと申し上げます。

だいまのNHKなども、私創立委員の一人でございました。またごく最近まで放送協会に職を持つておつたものでございます。と申しながら、別に放送協会に要請したわけでは、さうは

も、たいがい半年ないし一年かからなければ、その許可はおりて参りませう。学校等において予定の時間に電波を出したくても出せないのです、ついそ

数においては、おそらく日本で最も古く、最も多いのでありまして、始末書は絶えず謄写版に刷つておいて出さなければならぬというような被害者でございまして、それまで苦つ無縁を見

うものについても、何ら顧慮しないものでございましたが、今回提案せられましたところの法案二つを拜見いたし

な法律だと存じまして、私はぜひこれを通していただきたいと思います。なおこれが通過いたしますならば、将来はフアクシミリあるいはテレ

喜んでおるものでございます。但しものにはやはり行き過ぎという問題がありまして、この戦前におきますところのがんじがらめの法律から、今度は何

たのでございますが、現下の国勢情

せめて思想をもつと固めて参らなければならぬときに、日本の今の思想界といふものは混沌としております。このときにあたりましてこの法案を見ますと、口上は東京府、東京府東京府、

体験からはなはだうれしく、感謝して
おるのでありますけれども、この中に
ただ一つの規則として、その技術方面

の試験のみを行つて、これを許可するがごとくに解せられる筋があるのであります。私はこのアマチュア局にせよ、実驗局にせよ、あるいは極端なことを言つと、日本海方面における漁業無線等につきましても、これを許可する場合には、その技術者及び被許可者の思想方面及び環境、ことに誘惑等についても、周囲のことを考えおき願つて、ぜひそういう方面の御考慮を拂つていただかなければならぬと思ひます。この中には單に技術的試験のみ強調されまして、思想的方面及び人格、その背景という方面の考慮が拂われておらないように思ひますから、特にその点においては監理委員会事務局、電波庁等におかれまして、十分御研究おき願ひたいと存じます。

次に七十三條の中に、毎年一回、あらかじめ通知する期日に検査を行うというようなことがございしますが、これも三十七年間のいろいろの経験から見まして、私にこういつたふうに幾日幾日にお前のところに検査に行く。これはあらかじめきまつた日に検査に行くというような方法はなまぬるいのである。要するに定期検査は必要であるが、場合によつては不定期においてもこれを検査し得るだけのことが、法案に検査をするということが入つておる以上は、もう一つその追加が必要であるのではないかと、いふに考えられるのであります。

面は少いように私は考えておるのであります。なお陸上にこいう固定観測所を置くだけでは足りないものであつて、むしろ移動観測所をもつと多く併置すべきである。また海上にも、日本海方面に特に移動船観測所を置かなければならぬのだといふことを、私もその方面に三十七年間従事した者から見ますと、ややそこに不安なを得ないのであります。

今私がここに立つて申し上げました問題は、結局他の人が語り盡したところでありまして、すべてを省略したいし、集約して申し上げますならば、現下の國際情勢の上から、電波の監督及びその指導という面について、くれぐれも御注意置きあらんことを希望するのは、ただそれだけでありまして、なおもう一つつけ加えてお願ひいたしますのは、電波法の第四十六條に「無線従事者國家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う」とあるのは、先ほどアマチュア局及び実驗局について申しましたのと同じ精神において、これも無線設備の操作に必要な知識、技能というものを、その人間性、環境、思想等もつけ加えていただきまして、國家のこの緊迫した状態において國を守るということについて、御考慮おきくださることを希望して、私のお願いを終わります。

○辻委員長 これをもつて一応公述を終わりました。公述人各位の御発言について御質疑があらますればこれを許します。

○橋本(登)委員 二、三の点について、公述人の方の御意見を拜聴いたしたいと思ひます。先ほど来から述べら

れましたのは、無線従事員關係の方々の御意見ですが、その前提として宮入さんにお聞きしたいことは、現在やつておる無線に関する法規の方が、この電波法案及びこれに関連する法案ができるよりもよろしい。この電波法ができることが、日本の産業あるいは公共の福祉に沿わない結果になるといふふうにお考えですか。それとも自分の言ふところの修正案件なるものを十二分にくんでおれば、その方がよいのだといふお考えに基いて、先ほどの公述であるかどうか、お聞きしたい。

○宮入公述人 こういふ法律がなくちやいけないう点につきましては、私みずから賛成であります。旧法とこいう法律案との比較であります。先ほどとも公述の中で二、三触れておいたと思ひますが、旧法より改悪されたといふ姿が、民主國家といふやうなこうした状況下でなお見られるといふことの中に、非常に不安を持つ一人であります。従ひましてこいう電波法ができなければならぬといふことは承知いたしますが、旧法との比較におきまして、その改悪された部分の根拠が非常に私はいやなものであります。そのためにこの法律はどうか元にもとめて、私たちが利益關係者を加えてこの法律に血が通うように、肉をつけるやうな形で、もう一応同じやうなものでもつけよう、一応同じやうなものでもつけよう、私から立案してはしいといふのが、私の願ひであります。

○橋本(登)委員 ただいまの宮入さんのお話ですと、最初の公述では全面的にこの法案には反対だといふやうなお話でしたが、必ずしもそうではなくて、旧法よりも改悪された部分がある。もちろんその他において改善された、民主的な面もあることは御承認のやうですが、われ／＼の問題に關する知識は、あなた方専門家のやうなぐあひには行きませんけれども、しかし放送無線と船舶無線を関連するほど知識が足りないわけではあります。その点については數回、すでに一年前からはやつておられますから、多少の勉強はしておるつもりですが、しかし實際上船舶無線のことについては、なかなか詳細の規定が多いのであります。われ／＼はその点についての理解は十分に行つておらないことはその通りであります。そこでこの中で問題になつております免許期間を五年間に更新するといふことですが、この問題は、先ほどとも皆さんが申しましたやうに、重大な人命または財産を扱うやうに、建前から言へば、常に最上の状態にしておきたいといふことは、理論的にも文句はあるまいと思ひます。ただあの但書の中にありますやうに、はたして五年間の中に二年六箇月という期間を置く必要があるかどうか。また第二項目の中に一年六箇月の経験期間を持つておつて、なお現在現実に試験の前六箇月までは従事しておる、こいうやうなこまかい規定の中においても議論は、い／＼われ／＼の間にあります。が、原則として人命を扱う財産を扱うやうな建前から言へば、常に最上の状態に置くやうなこの法案の趣旨には、われ／＼は大體の論議の中においても問題はないうであります。その点につきまして、鈴木さんもそうですが、あなたから全面的にやめてもらひたい、その試験の内容がちやうど学校の入学試験のやうで、こいう國家試験

を加えられるといふことが、實際経験者としては無意味だ、こいう御意見でありますけれども、もちろんこいう意味の試験をやるかは、監理委員会が決定することでありまして、法文には明記されておられませんけれども、われ／＼自身が無線技術を使ひました経験から申しますと、相當の専門家がやつても、十年も十五年もやらない人がやりますと、一般無線技術師も、二級の現実にやつておる人にはかなわな。ただ半年とか一年とかいふ期間を現実にやらせるならば、非常に早く進歩するといふことは事實であります。ですから五年間の更新期間を置くやう原則に於て、そう皆さんも反対ではない、その試験の内容といふものが問題になるのではないかと私は考へておるのではありませんが、その点について宮入さんの御意見を伺ひたいと思ひます。

○宮入公述人 お答え申し上げます。放送法と無線のことにつきまして口をすべらしまして、失礼な言ひ分をいたしましたことはおわびを申し上げます。今の免許の更新の條件でございますが、お言葉ではございしますが、私この点については根本的に反対せざるを得ないのであります。と申しますのは、先ほど公述で申しましたやうに、知識、技能の認定の内容が根本的に違つたからと思ひます。経験に基礎を置き、日常生活の中に消化され、くみ盡された知識といふものが、そう簡単に消耗するものではありません。それをただこうした形でノミナルな試験をするといふことは、非常にむだだと考へます。また一面政治家の皆さんに、こでお話をしておかしの

すけれども、少くとも社会情勢というものを加味して、この案についてお考えいただくのが便宜かと思ひます。先ほども申しました通り、この法案が通過することになりますれば、海上からは相当の職を離れる者が出て来る。その他の受信の専用局に有資格者が相当おられますが、受信は免許がいらないから、それは実力にならないというような面も出て参ります。これが五年という月日のたつた後に、相当失格者が出るという場合が想像されます。海上の場合においては失格、次には失格、失格はさらに失格を救いがたい状態にまで押しやる。こういう形で因果律がマナナスに回転して行くという要素もありませんので、少くとも企業、産業というものが合理化になつて行く過程において、かくのごとき法案を出すという形自体が、われ／＼にとつて非常に不適当なんです。それでそれからこうした社会的な、政治的な基礎の上に立ちましたただけでも、労働者の生活権に不安を起し、安定を欠き、失業させるようなこの法案は、もう少し穏便にとりかからつて行くということが、人間的には御同情願する所だ。また知識の根本問題については、先ほどからも申しました通りに、私は質問と申しましたも、先ほど申した波長の公式を知らなくとも、波長計を見ればわかるように、また十年、十五年というの長い月日でありまして、これは非常に極端な例であります。二年、三年のうちに職を離れ、技術を忘れ、自分の職場をそれによつて関連するという形は、私は起き得ないというのを信じますが、ゆえに、この試験規定にはあくまでも不賛成を申し上げます。

○橋本(登)委員 今度の電波法案によりまして、船によつて、トン数によつて、電波の扱う時間が違つておられますが、それは御承知のように最低八時間あるいは十六時間というような区別になつておるのですが、先ほど来お話になりましたと、組合と船主協会との間で、千六百トン以下でもこれが十六時間というようになつておるようですが、こういう問題は一応最低を押さえてあるものでありますから、この法律で最低八時間は扱わなければならぬ、こゝなつた場合において、この法律がそういうような組合と船主協会との交渉に対して非常に致命的な悪影響を與えるか、この点について御意見を伺ひたいと思ひます。

○宮入公述人 お答えいたします。従来無線通信士の仕事、船舶通信士の仕事というものは、かなり地味な仕事で、縁の下の方の力持的な仕事をしておりまして、労働組合がかくのごときき達した過程においてこそ初めて法で定められた最低賃金を上まわする形で改良を見たことは、私三十何年来初めてでございます。今までのような場合に、法で定められた以上に乗せたという例はございません。それ以下に乗せることに、これ懸命に努めたという例は多々ありますけれども、これに上まわつた形で乗せるという例は、戦後労働組合が発達してのち初めて生じた現象であります。そういうことから推して、また今後も国の動き方、船主その他資本的な動き方というものを感知しますときに、かくのごとき法律が出るならば、労働組合の圧力によつて、安全を確保する要員

を確保しろ、こういうような形もかなり危ういんじゃないか。また危うくないにいたしても、一応法律の課題において、それより以上のものが必要であるということが考えられますならば、力と力で解決しようという建前では法をおきめになることは、非常に間違いだと思ひます。そういう意味で申し上げたのであります。

○橋本(登)委員 もう一つ伺ひますが、先ほどこれは黒川さんからの話でしたが、船員側の御意見を聞きたいのです。国際条約によるよりも、日本の場合においては無線従事者を非常によけい必要になつておる。こういうようなお話ですが、これに対して国際法よりも上まわるような、そういうものを、御意見をお聞きします。これは宮入さんからお聞きします。

○宮入公述人 お答えいたします。先ほどもちよつとそれに触れておきないと思つたのでございますが、黒川さんとは何か誤解して、法文をお取違ひになつておるのじゃないかと思ひます。国際条約では、その資格者の最低要員はきめてございせん。第一種の船においては、少くとも一級の通信士を乗せるということは、少くとも一級の通信士がいなくちゃならぬ。二種のは、一級または二級の通信士がいなくちゃならぬ。三級の通信士の限定を申したのであります。それは人数を申したのであります。二種、三種のきめ方というものは、各主管庁におきまして、各国の国情に際してきめるべき問題でありまして、国際条約ではこれをきめておりません。

ただ日本では二千五百トンという線を業きましたのは、ロンドン条約の線できめたものと私は考えます。従いましてこのわくを五千五百トンにするとか、三千トンで切るというところが、外国ではどう、アメリカではどうだということによるのではなく、一体日本の海難の状況がどうで、船がどうで、設備がどうだ、こういうような面から推して、当局がしかるべくきめられた線でありまして、これは必ずしも條約上の権利義務のわくで、こゝきめられたわけではないということをお答えしたい。

なお先ほど海難のことについて、私べら／＼しやべりましたけれども、海上保安庁長官が七月談話として発表されたものによりますと、重要海難、つまりSOSを出す程度までの大きな海難事件というものは、無線のある船も一隻の船もありませんけれども、五時間、一箇年に二百数十億に達するといふことを発表しております。それをつけ足して置きます。

○橋本(登)委員 黒川さんにお聞きしますが、われ／＼この法案を審議中、いろいろ感ずることがあるのですが、今回の法案によつて、最小限の場合には、有資格者一名で足りるというようになつて来はせぬかという心配を持つております。その場合に補助無線士というやうな、無線士の資格のない者を併用するといつたようなことが起きて来ると思ひます。一人というよりは危険であつて、その場合補助無線士——これはもちろん発信も受信もできません。ただSOSだけを聞き得る

程度で、無線士としての資格はない。一人で八時間の間を連続的に聞くわけではありませんが、健康上の都合なり、あるいはいろいろな事情によりまして、そういう場合が起き得ると思ひますが、そういう場合に対する船主側の対策として、どういふようなことをお考えになりますか。

○黒川公述人 無線通信士の定員につきましては、先ほど申し上げましたように、船舶職員法ならびに今の私設無線電信規則によつてきめられておるのであります。その双方の法律に規定せられたものに矛盾のないように、組合側と協議して、定員をきめておるのであります。先ほどもお話に出ましたように、現在千六百トン以上の船に三名の通信士が配置されておるといふことは、現在の船舶職員法並びに私設無線電信規則において、そういうやうに規定せられておるために配置しておるのであります。しかし、実際問題として、三名必要であるか、なかという問題が、こゝで起つて来ると思ひます。いわゆる船舶の安全度ということ、あるいは実際に安全なる航行をするための最低定員はいかにあるべきかということが、いわゆる船舶職員法において、現在審議されていふことを申し上げましたが、その方におきましては、いろいろ審議会におきましても議論はありましたが、いわゆる電波法による執務時間についていざいざ、いわゆる五千五百トン以上の船については三名、千六百トンから五千五百トンまでは二名、以下一名、こういうやうに船舶職員法においては、審議会におきまして、一応原則

的にきまつたわけなのであります。それで船舶職員法の定員と電波法との関係であります。電波法におきましては、現在のこの法案を見ますと、千六百トン以下は八時間の勤務である。千六百トンから五千五百トンが十六時間の勤務、五千五百トン以上が二十四時間の勤務ということになっております。八時間労働を基礎に考えて見ますと、一ないし三名ということは一応妥当な線だと考えるわけであります。費用とかいろいろの場合に一名で足りるかどうかということ、これは実際に船舶通信士の場合のみならず、他の甲板部、機関部の場合でも、同じようなことが考えられるわけであります。いわゆるトン数が少ない場合には、いわば近海を走つておるといふようなことから、一応一名でも、船舶の安全なる航海はできるというぐあいに考えまして、現在でも、先ほどお話に出ておりました改定戦艦船型においても、二名乗せている船もあります。あるいは一名乗せている船もありますが、そこはいわゆる船主経済といひますが、船主側におきましても、ただ単に労働者、船員に対して過重なる労働を課すという考えでなくて、あくまでも船舶の安全という見地から、多数乗せておる場合もあるであります。以上、御質問に合つておりますかどうかですが、お答え申し上げます。

○橋本(登)委員 今お話の中の、千六百トン以下は八時間であるからして一名とか、そこが私は問題だと思つていますが、この法律に示しているところは別問題ですが、要するに最低八時間は通信を行わなければならないのですから、いろいろな時間を繰合すれば、結局八時間以上になる。あなたに聞くよりも、船員側に聞く方がよいと思ひますけれども、八時間といつても、その前後時間として当然十時間なり、十一時間といふものが必要になつて来るのではないかと思ふ。その場合に一人では足りないという考え方で、はたして人命及び財貨の確保ができるかどうか。船主側の方ではできるとおつしやるでしょうが、この点についてどう考えておられますか。

○黒川公述人 八時間労働ということになりまして、他の職におきましても大体八時間労働はやつてゐるわけでありませう。八時間労働と申しましても、一応船員法において許された範囲内におきまして、一時間の時間外労働であるとか、あるいは三十分の時間外労働といふものは、他の職でも当然やつてゐるのが現状であります。従ひまして通信士の職務につきましても、一日について必ずしも八時間であるというわけではなく、三十分なり、一時間オーバertimeは、実際にやつてゐるわけでありませう。

○橋本(登)委員 アマチュア無線に關しましていろいろお話があり、たいへん参考になりました。われ／＼も御説の通りにやつて行きたいと思つております。従来は検査料は無料であつたが、今回は最高額が定められた。もちろん監理委員会がその範囲内において定めるのであるから、アマチュア無線の免許料や手数料については、こんな金額ではなくて、非常に少額のように聞いておりますが、原則としてこういう料金をとることは、私はさしつかえないと思ひます。なるほど公共の福祉ということから言えば、公共の問題に

對して政府がその手数料なり、費用をとるのはけしからぬという考え方もありますが、一応今日の経済思想は、更生経済という建前から、いろいろの法案ができてゐると思ひます。従つて實際上受けるに必要最小限度の費用をとつてもよいというのを法律において定めることは、大体においてさしつかえないと思ひますが、一応あなたの御意見を伺ひたいと思ひます。

○大河内公述人 お答えいたします。こういう料金が定められてゐるということに對して、全面的に反対を申し上げたわけではございません。ただ前には規則で定まつてゐたことが、このようないかなる数字を與えておくといふことは、私法律のことはよく存じませんが、私の今までの常識からいいますと、以下といふことは、その最高額にきめられることが多いという経験を持つております。従つて法律でこういう明確な料金や検定料を定めるべきではないかというふうにおつたのではないかと、こういう問題に關しては、技術的なことばかりではなく、予算の面もあつて他の官庁の制約を受けるものと思ひますが、そういう際にアマチュア無線の立場として特にこういうことをやるのは、これには若い中学生や高等学校の生徒が、非常なパーセンテージを占めるわけであつて、そういう人たちが小づかいをくめんならぬ機械をつくるのであるから、そういう意味において、もしとらなければならぬといふことであれば、極力最低の検査料にきめていただきたいと思います。

○田島(ひ)委員 宮入さんと鈴木さんのお話を伺ひまして、この法案の持つてゐる悪い点がはつきりいたしました。ある意味では人殺し法とも言へるような点がないとは言えないのであります。それで今橋本さんの方からいろいろお尋ねになりましたから、私はなるべく重複しない点について伺ひたいと思ひます。

まず黒川さんにお尋ねしたいと思ひます。先ほど宮入さんからは、人を減らされる法案だといふ御意見があり、黒川さんの方は、もつと減らした方がよいといふ御意見のように伺ひましたが、緊急自動受信機を非常に過信しておいでのように私は承りました。今までの緊急自動受信機はどのようにご利用されておりましたか。その御経験についてちよつと伺ひたいと思ひます。

○黒川公述人 緊急自動受信機のことにつきましては、今回の電波法案の第三十七條に「緊急自動受信機及び電波監理委員会規則で定める無線方位測定機は、その型式について、電波監理委員会の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない」という條文があり、その他については條文はないのであります。この緊急自動受信機の性能につきましては、これを使用した場合にどういふことかは、私実際には操作した経験がないので、お答えできなくてはなはだ恐縮であります。要するに無線の執務の中で、聴守義務といふことが国際法において規定されておりますが、この聴守義務は、緊急自動受信機で行うのが建前であるといふぐあいに、国際法規に書いておると私は考へるのであります。従つて緊急自動受信機が整備されない場合には、

通信員がこれに代理するのであります。これを整備した場合においては、国際法に定められた通り、一名に減らし得るようこの法案を改正願ひたいといふことを申し上げておるのであります。わが国でも昭和十八年以前におきまして、この趣旨から聴守義務は、通信士または緊急自動受信機によつて行うということが規定されておつたのであります。今回の法案にはそれが全然載つておりません。最近御承知のレーダーが、外国製品であれば、これを輸入して使用することができるといふような許可がおりまして、われ／＼船主においてもレーダーの整備にいろいろ準備をいたしておるわけでありませう。このレーダーと同じごとく、緊急自動受信機におきましては、現在日本においては優秀なもの、いわゆる完全な性能を發揮する機械ができておるが、外国から輸入してでも、あるいは日本の各無線機械の製作所各位におかれまして十分に研究されて、よりよき緊急自動受信機が作成され、それが整備されることを希望してゐるのであります。

○田島(ひ)委員 まだ私はよく納得できない点がありますから、その点、宮入さんからも御意見を承りたいと思ひます。

○宮入公述人 同一の趣旨の御質問と思ひまして、お答えいたします。私今黒川さんの御回答を聞いて、なるほどどうして船主協会がこんなにお題目のごとく緊急自動受信機にすがりつくのかという理由を、ひが目でなく感じたような気がするのであります。国際法規で聴守はオート・アラームという原則に立つておる。オート・アラームが

なければならぬから、通信士でやれというようになっておるようであります。なればこそ、まことに法に忠実であるという建前から、オート・アラームをかくのごとく固執されたのであると、私は了解ができたのであります。しかし事實はこれと逆であります。当然通信士が当直し、当然通信士がその責務においてこれを処理することをお願いしたのであるが、諸種の事情、経済事情その他の事情によつて、やむを得ないからこれを機械において代理しようというのであります。オート・アラームは望ましいのじやありません。人では金がかかつて、いろいろめんどうだから、機械でがまんしようという、資本主義経済の営利原則に照して生れたのがオート・アラームであります。決して人件費その他の問題、またはその効果があるから、人間より有効だからというこで生れたものでないことをはつきりお答えいたします。

○田島(ひ)委員 もう一つ黒川さんにお尋ねしたいと思いますが、戦後の日本の船が非常にボロ船になつておる。こういうボロ船に限つて、通信士が少くてもよいというような結果になるように何つておられますか、戦後の日本の船舶の状態について、どんなお考えを持つておられますか。ちよつとこの点伺いたいと思います。

○黒川公述人 先ほど宮入さんからもお話がございましたが、戦後の日本の船舶の状況は、戦前あるいは戦争中と比較いたしました、非常に劣悪な状況になつておるのであります。従いまして関係御当局、あるいは船舶所有者といたしまして、早急にこの劣悪なる

ところの船舶の改造ということに、もつぱら意を注いでおるわけでありまして、大抵の現在の方向といたしましては、第五次の新造船、あるいは大型の戦艦の改造ということと双方相まちまして、大体五千トン以上の相当優秀な船ができて来るということが、予想されておるのであります。なおまた中型船の三千トン級くらいのものであるいはC型につきましても、これまた戦後相当船数も増加いたしております。もつぱら悪いのは、今お話に出ておりましたいわゆる改B型八百八十トンの船であります。それらの船も漸次改造あるいは解体されて、いい船舶が建造されるように進んで行くもの、こういうふうな考えております。

○田島(ひ)委員 先ほど橋本さんがお尋ねになりましたが、黒川さんは五千五百トン以下の船舶に対しての問題で、国際法で一名だから一名でよい、それに対して宮入さんは、黒川さんの国際法に対するお考えは間違つておるようになつておるようですが、その点はどちらの方が正しいですか。

○黒川公述人 国際法は、人命安全條約と通信條約の二つによつて定められておりますが、いわゆる人命安全條約の方は、船舶の遵守の義務を規定いたしております。また通信條約におきましては、通信士の定員の配置を決定すべき根拠となるべき、いわゆる執務時間を含めておるのであります。それでは先ほども申し上げましたが、通信條約において定められております執務時間、二種の甲が十六時間、二種の乙が八時間、これは国際的に定められておるのであります。しかしながらその二種の

甲を何トンから何トンまでの船にきめるかというところは、各国の国内法において定めようということになつておりました。現法案によりまして五千五百トン以上が一種ということに定められておるのであります。私が五千五百トン以上の船を二種の甲にしてくれ、ということをお願いいたしましたゆえんのは、緊急自動受信機が整備されない場合にはもちろんこれでいいのであります。緊急自動受信機が全然生れて来ないものであれば、私は何もこれに対して異議をささむものではないのであります。先ほどおる申し上げましたように、緊急自動受信機において聴守の義務を行うという根本に入りたいがために、この国際通信條約においてきめておるところの執務時間の方に触れて来ておるわけなのであります。従いまして今の法案の通りで行きますと、ここで緊急自動受信機を装備いたしましても、通信員を一名減員するということ、あるいは三名の場合を一名にするということ、あるいは現状のこの法案で行きますとできないのであります。それで緊急自動受信機を装備した場合に減じ得られるように、五千五百トン以上を執務時間の方で下げていただくというこで、二種の甲を希望したわけでありました。

○田島(ひ)委員 船主の方の立場としては、どうしても利害関係がありますから、いろいろ御意見はありましようが、人命と財産とを左右するような大切な問題が、かんじんな動いておる方に納得できないような法案がもし通過すると思ひますれば、たいへんな問題だと思ひますので、宮入さんからもう一応この点について御説明をいた

だしまして、なお四十條の聴守員級のことについて相当御説明がございましたが、この点でも過去にどういうような役割りをなしたかについて、御迷惑でしょうが宮入さんからも一応御説明願ひたいと思ひます。

○宮入公述人 先ほど汗をかくて大分お話し申し上げましたのですが、もう一応その点を具体的に、私の海上生活の例を申し上げて、御納得いただければありがたいと思ひます。

先ほど増住船長のもとで一年六十航海にわたつて、私が上海航路に従事した当時の物語に触れておきました。私がどういふふうにしてやつたか、また船長がどういふふうにして無線を利用したかというこで御納得が行けば、ありがたいと思ひますのであります。上海航路におきましては、神戸の港を十一時に出ますが、十一時に出るときには、私は朝六時から起きて、沖繩と平壤と、その時分に神戸の海洋氣象台、中央氣象台及び放送局の予報氣象を全部一応とりそろえて、総合的に航路筋の状況をまず私がつくりました。それから十一時に出航すると同時に、発振が可能になりますので、私は一応瀬戸内海筋に網を張るべく、私の小さな漁船が、どこにどう分布して、航路筋のどこにどういるかということ、途中の船にまず尋ねます。今どこかの瀬戸にはどれくらいの漁船がどの線にいます。どこかの瀬にはどのくらいいるという状況をまず聞きます。そしてその地点に行く時間を切つて、船長に最近の航路筋の状況、クアラシス等をお知らせいたします。同時に相交する船が問題になりますので、交差する船、そ

の次には、スピートの早い船でありましたために追い越す船、その次には、来島海峡を通過する口が両方ございまして、どつちを通過したらよいかわという判断をするために、一応無線で状況を確かめます。それから夜中の十二時ごろに関門海峡を通過いたしますが、関門海峡は航路筋とアンカレッジとが幅狭いいたします。特に時間によりましては、若松フリートと称する石炭の伝馬船が、実に数十艘いびんで通る。これに遭つては非常に困る。それをいかに交差しても、十八ノットといううなハイスピードのために、その船のために片一方の船に損害を与えることが多々ありますので、この状況を門司の港務部に照会いたします。こうしてようやく関門海峡を通過して、二時になつてやや安全な個所に来たときに、船長から「私一人でやつておりますが、一時間だけ寝てくれ」という話がありました。その間にもちろん一日三回送られる氣象は、先ほど申しました通りの各局を受信いたしまして、総合判断を十分加え、その他各船の状況をも、聞き得たことは刻々瀬戸内海船長に報告することを私は役目としておりました。そうして翌日の二時に寝まして、私はまた三時に起きて入港電報を打ち、さらにまた長崎近くの安全な航路のために、漁船その他を警戒いたしまして、九時に入港いたしました。その日のお昼にまた上海に向けて出航します。これは同じような操作をもつて行きます。ところが五、六月ごろにオースタントのガス天候であります。霧の天気でありまして、そのために途中にどういふ船がいるかわいまいか、航路

筋にどういふ船が交差するか、ジャンクの上はどうか、こういう問題が知らされないならば、何も見えない所で走つての十八ノットのハイ・スピードの船が走れるというにはあり得ない。そのために私は実際問題として、爪先立つて受話機を抱えて緊張するのであります。その場合においても船長以下、走つてもよいかどうかということとは、私自身の返事により多くかつておる。今大丈夫です。今近所におりません。大丈夫だ。十八ノットで走るのであります。そのために私は五分、十分おきに近所の船を確かめることにこれ努めて、心身を磨滅するほど努め、さらに翌朝未明に揚子江口に着きます。もちろん燈台は見えませんが、そこにはシャウエーリヤン、ガツラウフ、ノースサドルという三つのビーコン・ステーションがありますので、このビーコン・ステーションを受け取つて、十分に一回ずつラジオ・ベヤリングを出して——これをとるにつくましても、増住船長はまことに偉い人でありまして、私が乗船してから三箇月の間は、私のベヤリングを信じない。クリヤールのお天気のようにそのベヤリングを私にとらして、実際と合わせて見て、私の個人偏差を統計的に出して、私が右寄りにかじをとり過ぎる、左寄りに計算し過ぎるといふような條項を出して、ちやんとデーターをもつてそれを按配して、ラジオ・ベヤリング一つでもつて十八ノットで走るのであります。それから揚子江及び黃浦江に入るについては、出船、入船をパイロット・ボートに照会し、お前の無線のときはうるさくしてしようがないと言われましたが、パイロット・

ボートに聞けばわかるので、それを一々照会してアンカレッジ、クリアラ・ス、その他を船長は常に二時間、三時間、四時間、五時間、あるいは明日の分までも、いつでも一応常識の中に入れて走れるようにして走つてゐる。そのために、こんなことを言つてはおかしいが、船長は私を大事にしてくれました。私ばかりではありません。無線を非常に大事にしてくれまして、一航海三日で走つて来るのですが、中一晩は上海でとりますが、心身これ困難して帰るのです。それをねぎらうために、これはまことにできない芸ですが、船長の奥さんが、船長を迎えに来るのではなくて、私を自動車で迎えるので、卵を割つてくれたり、一晩おかのふとんの中で休ませて、まだお願いしますよと奥さんが頼むのを例としておりました。そのために船長が言うには、盲では走れない。三時間先の予定がわからなくて、どうして十八ノットの船が走れるか。無線が目と耳だといふことを常に言われました。私は幸い六十航海、その船長とともにいたしましたが、あれだけの困難な航海におきまして一回の事故、ささたるきささえもない。これはもちろん船長の腕、航海士、機関士その他の全部の熱心な行動によるので、この船長の人格に同化されて、あらゆる機関が動いたからでありましょう。千回の航海にわたり無事故であつたという例もあります。その後私は他の船に乗船いたしました。が、常にこの増住船長の行動に従つて、その船長が無線を利用するといふとにかかわらず、私はかくのごとく行動して参りました。ゆえに私は二人で乗る場合でも、一人の通信士が受話器

をかけ、あるいはスピーカーの中にワツチをしてゐる姿を自分は予定することなしには、私自身も自分の部屋には寝られないという習慣がついた。このくらいにやつておつたせいも多少あると思ひます。私は自分がこの三十年の間何らの事故なく、危険にあわずに今日無事生きて来られた。また私の生涯におきましては、少くとも三ばいの船は無線の機軸によつて完全に救つたという記録を持つております。このために私は外国船から電報ももらつております。「サンクス・ユワー・タイムリー・ワーニング・バイ・ラジオ」といふ、私の船長あてに向う感謝の電報をもらつたこともある。これはビュゼットサウンド湾の中で衝突しそうになつたのを、私の機軸によつて紙一重で衝突を免れた。こういうことは偶然といへば偶然でしょうが、無線なしにはこの偶然は生れないという條件のもとに、私はどうしても通信士は三名置いて、船長の目になり、また船長は通信士のことを理解してやるならば、實際に海難率の三割、四割を減すことは決して夢でないという自信を持つておりますがゆゑに、ここで一人、二人減らすやうな商人的なそろばん勘定よりも、この安全装置の中に通信士をよりよく立ち上らして、この年間二百万円に相当するやうな莫大な損害を、一割でも減らされてはどうかというものが、私の良心的な言葉であります。私は先ほど来お話がちよつと間違つてゐるんじゃないかと思ひますが、私は通信士を減らされるために文句を言つてゐるんじゃない。通信士を減らしたのでは安全が守れないから、だから通信士を減ら

してはならないという大きな倫理の上に立つてゐるということを御承知願ひたい。
○田島(ひ)委員 たいへん御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。どうもさうとうで、むづかしい専門語があつて、一年生のようないしは御質問をして、まだいろいろお聞きしたい点もありますが、私一人でお伺いしてもいかがかと思ひますから、今後にお勉強させていただくことにして、最後に安田さんと、それから水産関係の梅田さんにちよつとお尋ねしたいと思ひます。
この法案では、通信科学と申しますか、通信の研究機関について、あまり詳しく出ていないと思ひます。この法案ばかりでなく、日本の今の客観的な情勢を見ておきますと、いろいろな点での研究機関が非常に少なくなつておる。そういう点から言ひまして、中小メーカーの方々が研究機関を持つて、専門的にいろいろ科学的に研究するといふことは、なか／＼困難でございますので、ぜひとも国家の立場から、相当の研究機関が持たなければならぬといふのではないかとと思ひますが、そういう点についてのお考えをお伺ひしたいと思ひます。
それから梅田さんに対しては、水産と電波とは非常に関係が深いやうに聞かれております。現在の周波数ではたして日本の漁業がうまくやつて行けるかどうか。この点は、私しろうとでございますから、おわかりになつてゐる点をちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○安田公述人 ただいまお尋ねの研究機関についてでございますが、おつしやる通り、現在通信機械のメーカーの状態も非常に苦しい状態でございまして、これに対して十分なる研究費を出すことはできない状態でございます。もちろん中小工業の方はなおさらでございます。従来電通省の電気通信研究所で、もつぱら無線並びに有線関係の電気通信の研究を受持たれておられたのでございまして、最近になりました。どうも電気通信省だけの研究をやられるやうにかわりつてあります。幸いにこの設置法案に、いささか研究に關することが載つておりましたので、私も、もう少し積極的な研究を援助してもらひたい。もちろん監理委員会の方で十分なる研究所をつくつていただいて、それと同時に民間の研究も、援助と申しますか、指導してもらはうやうにしていただきたいと思ひまして、公述の中にも少し申し述べたのであります。
○梅田公述人 お答えいたします。水産関係で無線を利用いたしておりますことは、皆さんの御想像以上にわれわれは利用しております。これは漁撈通信にいたしまして、たとえは、お、まぐろの漁撈にいたしまして、どこそこにかつおの群がおる、あるいは発見したとか、その場合の進路がどうで、海流はこういうふうになつておるというやうな情報をお互に交換しまして、より多くの漁船がそこに集まつて、漁獲をふやすというやうな方面から、また船舶相互間におきまして、同様に、鯨を追つておるとか、発見したとかいふやうな漁撈の通信、あるいはえさの関係、氷の関係、販売から運輸に至りますまで、無線のやつかいにならず漁獲高の増強といふことは、

今日われは考へ得られないのであります。南水洋に私どもの船が行つておりますが、あの船は、先ほどから通信士の問題で皆さんがたいへん御議論なさつておられますが、私どもの方は現在六名乗せております。これは要するに必要なところには必要な人員をさく。そのかわり、あるいは甲板の面においてそれをマイナスにするか、あるいは機関の面においてマイナスにするか、いずれにしてもどちらか重点の方面に人をさく。こういうことにはいたしまして、私どもの会社自体も、そういう方式をとりまして、あるいは作業者を減らすということにして、とにかく必要な人間は必ずそこに乗乗させる。今日南水洋におきまして、莫大な資金と資材を投下して、あの大事業をやつておられますが、無縁がなかつたならば、絶対にこの事業は成立し得ないのであります。南水洋に参りますと、すでにコンパスというものがきかないわけですから、もういたしますと、母船を離れてキヤッチャーが鯨を追つかけておられますときは、電波をたよつてすべて仕事をやつておられるわけですから、あるいは漁獲にいたしても、鯨を追つておられます場合でも、刻々情報を得ませんと、これを解読したり、あるいは冷凍いたしました作業の面に大きく響いて参りますので、電波というものはあらゆる点から利用していただいております。この点につきましても、私どもは特にG.H.Q.に對しまして、南水洋の通信を開始いたしますときは、日本の電波庁の方にもたいへんごやつかいになつたのですが、なおみずから足を運んで、こういう電波をくれないか、たら南水洋の漁業は成立しないのだ、だから

らこういう電波という電波がほしいというようになことを申しますし、それから当時日本は悲しいかな、短波というのは五百ワットの短波を持っております。五百ワットの短波の無線を持っております。これは、南水洋から通信ができません。毎日の生産高を報告しなければならぬ、こういうような条件もありません。が、これにマツチできないではないかというので、いろいろ御説明もし、南水洋の事情もお話しまして、二キロまでは許そう、波長もやろう、それから陸上局におきまして、私のところは自分の会社で戸畑に短波の二キロの無線局を設置してあります、かつてマツチ方面からアメリカ、近東におきます漁業をやつておりましたために、自分のところで経営しておるのであります。短波はやはり五百ワットで押えられておる。何とかして二キロにして、自分のところの通信、あるいは南水洋に出ておるほかの会社の通信も取扱つてあげたい。こういう気持ちもありました。が、当時はまだ官僚統制がひどかつたために、私の方にはこれが許されず、長崎と銚子の無線局にこれが許されたというところもあります。それからレーダーも、今日日本では盛んにやういふ言つておられますが、私どもはもうすでに三年も前からこれを使つておる。その結果によつて、船体の保険料というものは五割安くしてもらつておられます。今ドルを拂つて、レーダーがよいからといつて騒いでおるのには、私どもにはちよつとおかしいように感じます。どうして生産には、こういうものを十分利用させていたであらうということによつてあらゆる面がう

まぐ行くわけです。それから、お尋ねがありました周波数の問題ですが、これは、ただいま漁船が約二千六百隻ほどあります。それから漁船を相手といたします陸上局が約五十四局、これに割当てられました。周波数というものは非常に少い。それではなほだしい船になりますと、一日一分か一分二十秒くらいの通信時間しか得られない。これは電波庁御当局も非常に御同情くださつて、近く電波庁では相当増していただけるような話もあります。要するに無線は、漁船の数から比較いたしますと、今度くださるうかという波長だけでは不足しないか、少しは波長が足りない。波長を長くすれば、少くも五十四波長は持つていなければいけないのではないか、かように考えております。

○松本(善)委員 私も途中で出たり入つたりいたしましたし、たいへんとりとめもないことをお聞きするかも知れませんが、先ほど、黒川さんと黒川さんにちよつとお尋ねしたいと思つております。まず宮入さんにお尋ねしたいと思つて、通信士を減らしてはならないといふようなお説があると言ふ。先ほどのお話の中には、この電波法なるものがもたらした無線通信士という資格におきまして、試験制度ができて、採用試験の資格に該当した者のみ通信士として従事させるというところに相なりまして、場合によつては、どうも失業者が出るというやうなことを言われたかのごとく聞いております。たとえば三〇%とか四

つとお尋ねしたいのでありますが、先ほど宮入公述人から、黒川さんは四〇%ぐらいの失業者が出るというやうな公述があなたの方から出たという言葉でありましたが、その点についてお尋ねしたいと思つております。

○黒川公述人 お答えいたします。先ほど申し上げましたが、電波法におきましては定員は一応定めてないのであります。定員の方は船舶職員法の方において規定せられるということになつておりました。ただ今の電波法案によりまして、一応出務の時間が規定されておりました。八時間労働の点から見ますと、一名、十六時間の場合には二名、二十四時間の場合には三名ということはおのづから出て来る数字であります。が、いわゆる職員法におきまして定員をきめるのであります。それで現在のこの電波法案の出務時間と船舶職員法において審議された定員というものは、出務の時間の点においてはマツチしておるのであります。しかしながら今審議されました船舶職員法の定員から見ますと、いわゆる電波法案の出務時間から見ますと若干定員は減少されるやうな結果になると思つて、一応全船舶に當つて私どもの方の調査いたしました点から言いますと、約三百九十名ばかりの船員が下船をするといふことになると思つております。しかしながらこれも先ほど申し上げましたやうに、いわゆる法律は最低をきめるのである。船舶職員法においては安全のための最低の定員をきめるのである。それ以上乗せる乗せないの問題は、労働組合側と使用者側とのい

いうぐあいになるかならぬかは、いわゆる労働協約の問題というぐあいにも考えておられます。それから下船した場合には、前にもこの席ではお話がございませぬが、いわゆる下船即失業というふうには、現在の船舶所有者と船員の間の雇用関係においてはならないのであります。下船すれば一応予備員ということになつて、即失業ということにはならないのであります。過剰船員といいますが、下船してゐる船員、いわゆる予備員の保有率の多いとか少いかという問題の調整につきましては、現在も運輸省の管轄のもとに船員対策協議会というものが設置されて、過剰船員は別に無線通信士のみならず、甲板部、機関部の職員、あるいは船員の方におきましていろいろと考究されておるわけでありまして、

○松本(善)委員 しかば富入さんちよつとお尋ねしたのであります。失業をすることはもちろんないし私も考えるのであります。どうして通信士を減らされるというようになつて、この電波法というものがもしも成立した際においては、どうも必至的にそうした失業者がでるとお考えになる観点から推測いたしますと、この法案というものはその資格において非常に厳密である、これも私はとれるのであります。それから今までやつておりましたところの資格というものは、この電波法というものは一般的な技術の規定だと私は考へておつて、特に技術の優秀な者のみがこれによつて合格するのだとは考へていないのであります。従いましてあなたも、もちろん技術者であるという観点に立つてお考えになることではあります。一言

お尋ねしたのであります。あなたのお考えによりますと、つまり下船をしなければならぬほどの技術において低劣な人間が、三〇%か四〇%くらいおのかどうか。もしも技術が優秀であつた際には、下船を命ぜられても、これがおそらく失業しないということをお考えののであります。あなたには良心的な技術者であるから、あるいはあなたの言うことがほんとうかも知れぬと思つておられます。従つてこの厳密なる試験制度においてやつた場合には、三〇%か四〇%くらいはゆるくすることができるのだ。私はそう考へておるのですが、あなたの御意見はいかがでしょうか。

○富入公述人 お答えいたします。少し私の常識とかけ離れてゐるように思ひますが、試験といふものを対象にしてお考へになつておるようでありまして、試験はなぜするの。知識と技能を保持させるために、また知識と技能の上で完全に保証されることが見たいために、試験をするのが趣旨であるとお考へるのであります。ところが試験で行う知識と技能——生活自体の中に消化され、消化され、アウフヘーベンされたところの知識と技能というものは、現在の日本における試験制度のおくでは、ちよつと割切れないものがある。私は思ふ。先ほどもその点につきまして、むづかしい公式を覚えてなくとも通信無線の技能は発揮できる。むしろ試験や免許の際に得る知識が忘れられるほどに自分に生活化されなければ、その知識や技能は実生活に適しない。お医者さんが一々本を見たり知識の判定をして、それを診断したのではだめなんだ。むしろその知識はその人

自身の人格化してしまふところまで行つて、初めて知識や技能といふものがその人のものになり、社会的なものになり、実用に適する。この人間とこの知識と、この試験や免許に要するところの試験といふものの内容がどんなものであるかといふのは、松本委員自身きつと御存じと思つて、あります。そういう観点に立ちまして、こうした形式的な非実用的な試験といふものは不必要だ。特に年月がたちまして、その人が知識といふものをただいま申したような人格化を行つた場合においては、形式的な試験といふものに対してはかなり不安があります。実際には立派にやう、実際には能力を上げ、実際にはこの法の精神にいわれるような能力を上げ得ても、試験には受からない場合が想定できるのであります。そのために労働不安が起るのであります。無線従事者の非常に不安定な條件が起るということをおししたのであります。それから三〇%か四〇%が出て来ても、失業が起るとか起らないとかいふ問題は、私はよく把握できないのであります。私は今のこの法律が通りまして、この法律を裏づけるような職員定員法で、四一%の人があふれ出す。この人が必ずしもみんな試験に受かることはできないといふことが、これは皆受からなければくずだといふようにお考へになります。私が今まで申し上げたような話で、必ずしもくずでない人が試験に受かつて、くずだから試験に受からないといふ形ではなく、知識自体に対する認識の観点が違ふといふことを先ほどから申しております。

それから黒川さんが失業云々について、予備員となるから別に失業の憂いはないといふことを申されましたが、この点は私は深く触れたくありませんが、完全就業の裏づけがない予備員として存在する形は、失業の一手手前でありまして、完全就業する機会を失われたといふことは、失業の一手手前でありまして、社会保険とか、社会政策的な意味で救われるという意味においてのみ、その人の人格が保障される哀れな姿になるといふのは、少くとも事実ではありませぬか。

○松本(善)委員 ただいまのお話の中に、現在のいわゆる日本の制度ではとてめ割切れないんだ、こういうことを言われたと思つておられますが、さういふことを、私は外国をよく知つておられますので、しかば諸外国ではあなたの考へで割切れるような国があるかどうかといふことを、お知らせ願ひたいと思つておられます。

○富入公述人 一応われわれの基本的にはしますアメリカの制度では、やはり試験をやつてゐるやうであります。しかしながら外国における社会通念といふもので推しますと、たまたまこゝろの事件があつたから、私ちよつと参考までにお知らせいたします。私の船がアメリカに入港いたしましたときに、ウインチ・マンと称する起重機を扱うアメリカの労働者が来まして、たま／＼横んでおりました生糸を海に落しました。この落したことにつきまして荷主である三井と、私の会社である郵船と、ステヴェドリアの人の足の方の人の間に、係争問題が起きました。そのときの判定がどうだといひますと、第一にステヴェドリアの意見が全然通つた。何となれば伊豫丸のナン

バー・フオアーのハッチのウインチを扱つてゐるステヴェドリアのこの人夫は、二十年もエクスピリアンスを持つてゐる。二十年のエクスピリアンスを持つてゐるとすれば、その人間はかくのごとき間違ひをしようがない。もし間違ひをすれば不可抗力、しかしてこの二十年のエクスピリアンスといふものが生きた。こういう社会通念から申しますならば、五年の間に二年仕事しなかつたから、技能が落ちるとかいう話にはならない。ここに時間がかつてその人が経験として生かす知識技能といふものは、いかに大きく、いかに権威的なものであるといふことは御納得していただきたい。私はじいさんだからいふやういふことを感ずるのであります。

○松本(善)委員 技術者であれば、私も少しお聞きしたいことがあるのであります。技術といふものは円満なる知識と全き知識において欠けるかどうか。あなたの御説によりますと、知識が非常にければ技術といふものも確かだといふふうには受取れるのであります。私はそれはそれは受取れないと思ふ。なぜならば、たとえば数字を書く人間でさえも、御承知のように貯金局といふものがございまして、そこにおいても数字の書き方といふことも研究されて、同じ人がいつも同じい字を書くかといふと、さうでもないらしい。あなたは自然科学といふものがよく頭の中になつてゐないかと思ふ。ことに飛行機に乗られる方もさうであります。かつまた技術といふものは、絶えず自分が持つてゐるものといつてもからだについてゐるといふ考

え方は、あなただけ通用するのではな
いかと思う。人はよく腕が鈍つたとい
うようなことをしばしば言ふようであ
りますが、習い覚えた技術は永久に最
後まで経験として、あるいはそれが知
識までなつておると認められるような
人は、これは天才だろうと思う。従つ
て一般の技術というものは、やはり練
習と練習というものが、しからしめる
のであつて、昔はいい技術であつたと
いうけれども、なまけてゐるために技
術は落ちる。たとえば精神的な打撃を
受けたために、思うようにオペレー
ターが打てなかつたということも言
得ると思う。たとえば試験の際に非常
にできても、通常ならばよろしい
が、試験の際に失敗したということが、
大体私どものほんくらの頭ではそれが
ほんとうだと思ふ。ことに技術という
面においては、私はその考え方が通用
するのではあるまいかと思う。従つて
知識すなわち技術であるという考え方
については、これはあなたのみを考え
であると思つて、一般の人には通用し
ない。従つて一般の無線通信士である
方が、場合によると二級に落ちる。聴
守員級まで落ちるかどうかわかりませ
んが、聴守員級に落ちるというような
技能を持つようなときもあるかもしれ
ぬと思う。これは人間でありますか
ら……。機械でも磨滅するとなか／＼
うまくその能力を発揮できないという
ことも私は聞いておる。従いましてあ
なたの説には、私はそういう知識があ
りません関係もあるだろうと思ひます
けれども、私はちよつとその点につ
いて納得ができませんから、もう一応そ
の知識がすなわち技術なんだという考
え方から御説明願わないと、私は納得

できないのであります。簡単によろし
うございいますから、その点ひとつは
つきりと明快なる説明を願ひたいと思
ひます。

○宮入公述人、自然科学に対する常識
を疑はれたので、それをしつべ返しで
はございませぬけれども、自然科学の
一つの法則の中に、自然淘汰という言
葉がございいますので、一応御記憶を新
たにしていただきたい。もし職場にお
いてその人間が技術的に劣り、その職を
担当するにふさわしくない場合には、
その人はその社会的な生活条件として
選んだ手段によつて落伍するのであり
ます。その人が知識が衰えてわざがで
きなくて、人と太刀打のできない形な
らば、自由競争場裡においてその存在
が許されぬ。試験をしなくても、そ
れは自然淘汰という自然科学の法則に
よつてふるいがかけられるということ
を一応御記憶願ひたい。

それからただいまの御質問の中に知
識と技能の関係をおつしやられたよう
であります。私は知識と技能を分離
して一つも考えておりません。知識が
技能を促進し、技能が知識を促進する
のであります。この不可分の関係につ
いては、いささかもあなた様と意見は
違つておりません。ただその知識や技
能の内容とものについてもう一応
お考え願ひたいことは、知識というも
のはただ頭の中に一ぱい入れただけで
は、実務には適しないのだ。知識とい
うものは合理化され、経済化されて、
頭の中で実務に適するように整理され
て、初めて瞬間に応じ、個々に応じ、
当面に応じて処理されるのだ。電車に
乗るのに一々アンペアがどうの、自動
車のスピードがどうのと計算して乗る

のではございせん。電車が動いて乗
るといふ形は、からだの本能として乗
ります。その本能で電車に安全に乗れ
るといふ程度まで技術が昇華されたと
きは、それは技術ではなくて、その
人の人格であると私は申すのでありま
す。

○松本(善)委員 私はどうも最高度の
人格というものに對して疑ふものであ
りますが、あなたの考えであるとすれ
ば、私はあなたの考えとしてお聞きす
ることにいたします。

次にお尋ねしたいのは梅田さんでござ
います。梅田さんは漁船、すなわ
ち漁業関係のお仕事に従事しておられ
るということですが、先ほどの
言われた中で、いわゆる免許の廃止届
の点で、期間の問題について発言され
たというところをお聞きしておるのでござ
います。その中には一箇月という期
間の問題が電波法の二十二、二十三、
二十四條にございすけれども、その
点についてあなたの忌憚のない御意見
を伺いたいと思ふのであります。つま
り漁業を主眼とした場合に、この二十
二、二十三、二十四條というものはど
うあつてほしいかということ、主と
して期間的な問題で何箇月か。その点
について一応お答え願ひたいと思ひま
す。

○梅田公述人 お答えいたします。無
線局の休止を一箇月以上やつた場合、
廃止届をしなければならぬというこ
とであります。これは漁船につきま
しては、この一箇月の期間ではちよつ
とむりがある。と申しますのは、かり
に南水洋に出漁して帰りました船は四
月に帰りますが、四月から十一月まで
は無線を休止するわけです。そういう

しますと、これもまた廃止届を出しま
して廃止の許可をいただき、またさら
に十一月になつて再申請して御認可い
ただく。こういうようなことでなし
に、正しい理由があるならばこの期間
はもう少し延長していただく、この程
度でございす。

○松本(善)委員 その期間について具
体的なお考えがあらひなれば、ひと
つ承りたいと思ふのであります。たと
えば何箇月くらいならば大体できそう
である。そういう具体的な期間を言つ
ていただきたいと思ひます。

○梅田公述人 日にちをいましては
は、六箇月にしていただきますとけつ
こうだと思ひます。

○松本(善)委員 一応了承しました。
○辻委員長 では今日の公聴会を終り
ます。

終りにあたりまして、公述人各位に
ごあいさつ申し上げます。お忙しいと
ころを長時間にわたりまして、きわめ
て熱心にそれ／＼の角度から忌憚ない
御意見を御発表いただきまして、われ
われ法案審査の上に多大の得るところ
があつたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時十三分散会

昭和二十五年三月十一日印刷

昭和二十五年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所